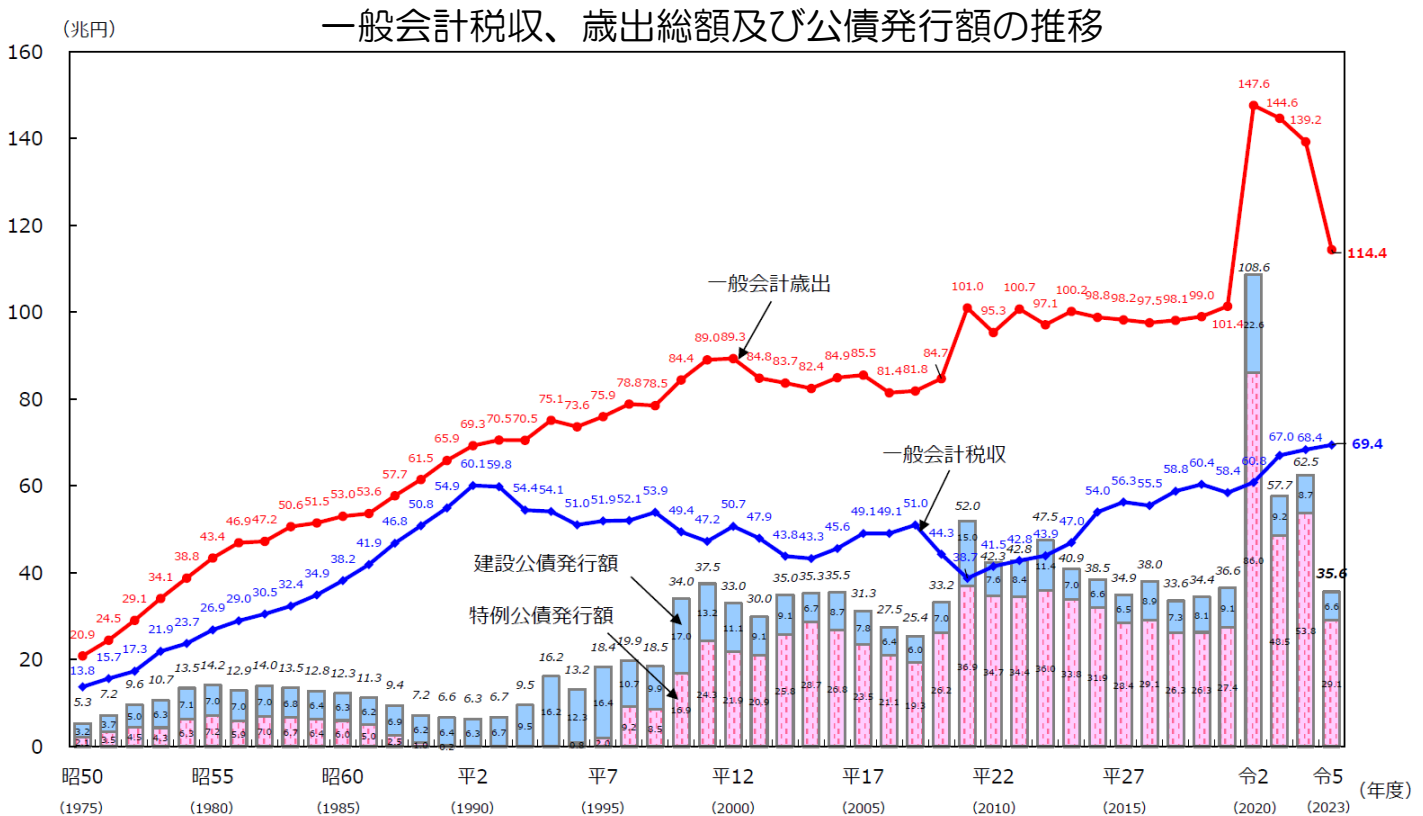


令和5年度予算政府案



出典:財務省「我が国の財政事情(令和5年度予算政府案)」

令和5年度予算政府案の概要とポイント

予算編成の基本方針、予算のポイント、特徴
令和5年度税制改正の概要(地方税)

各府省の主な取組

各府省の令和5年度予算のポイントに記載された主な取組

団体からの要望等

地方六団体による政府への要望

市会ジャーナル 令和5年度予算政府案

| | |
|---|----|
| 第1部 令和5年度予算政府案の概要とポイント | 1 |
| 1 令和5年度予算編成の基本方針(令和4年12月2日閣議決定) | 1 |
| 2 令和5年度予算のポイント | 4 |
| 3 令和5年度税制改正の概要(地方税) | 7 |
| 第2部 各府省の主な取組 | 11 |
| 1 内閣府 | 11 |
| 2 総務省 | 14 |
| 3 法務省 | 17 |
| 4 文部科学省 | 19 |
| 5 厚生労働省 | 25 |
| 6 農林水産省 | 34 |
| 7 経済産業省 | 37 |
| 8 国土交通省 | 39 |
| 9 環境省 | 45 |
| 第3部 団体からの要望等 | 47 |
| 1 令和5年度予算編成及び地方財政対策について (令和4年12月20日 地方六団体) | 47 |
| 2 令和5年度地方財政対策等についての共同声明 (令和4年12月23日 地方六団体) | 70 |

【参考】 内閣府 「令和5年度予算編成の基本方針」

<https://www5.cao.go.jp/keizai1/yokihoushin/yokihoushin.html>

財務省 「令和5年度予算のポイント」

https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2023/seifuan2023/index.html

総務省 「令和5年度税制改正の概要(地方税)」

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran04.html

内閣府 「令和5年度予算(案)の概要」

<https://www.cao.go.jp/yosan/yosan.html>

総務省 「令和5年度 総務省所管予算(案)の概要」

https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/yosan.html

法務省 「令和5年度予算案」

https://www.moj.go.jp/kaikei/bunsho/kaikei02_00117.html

文部科学省 「令和5年度予算(案)のポイント」

https://www.mext.go.jp/a_menu/yosan/r01/1420672_00008.htm

厚生労働省 「令和5年度厚生労働省予算案の概要」

<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/23syokanyosan/index.html>

農林水産省 「令和5年度農林水産予算概算決定の重点事項」

<https://www.maff.go.jp/j/budget/r5kettei.html>

経済産業省 「経済産業省関係 令和4年度補正予算・令和5年度当初予算案のポイント」

https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2023/index.html

国土交通省 「令和5年度予算概要」

https://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_008870.html

環境省 「令和5年度環境省重点施策」

<https://www.env.go.jp/guide/budget/r05/juten.html>

全国市議会議長会「令和5年度予算編成及び地方財政対策について」

<https://www.si-gichokai.jp/request/request-6dantai/index.html>

全国市議会議長会「令和5年度地方財政対策についての共同声明」

https://www.si-gichokai.jp/news/info/r04/1205657_3064.html

第1部 令和5年度予算政府案の概要とポイント

1 令和5年度予算編成の基本方針 (令和4年12月2日閣議決定)

1. 基本的考え方

- ① 我が国経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、緩やかな持ち直しが続いている。その一方で、ロシアによるウクライナ侵略を背景とした国際的な原材料価格の上昇や円安の影響等によるエネルギー・食料価格の高騰、欧米各国の金融引締めによる世界的な景気後退懸念など、我が国経済を取り巻く環境には厳しさが増している。
- ② こうした状況から国民生活と事業活動を守り抜くとともに、景気の下振れリスクに先手を打ち、我が国経済を民需主導の持続的な成長経路に乗せていくため、「物価高・円安への対応」、「構造的な賃上げ」、「成長のための投資と改革」を重点分野とする財政支出 39.0 兆円・事業規模 71.6 兆円の「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」(令和4年10月28日閣議決定)を策定した。
これを速やかに実行に移し、経済対策の効果が最大限に発揮されるよう万全の経済財政運営を行う。
- ③ 足元の物価高を克服しつつ、新しい資本主義の旗印の下、社会課題の解決に向けた取組を成長のエンジンへと転換し、我が国経済を持続可能で一段高い成長経路に乗せていくため、以下の重点分野について、計画的で大胆な投資を官民連携の下で推進する。
まず、民主導での成長力の強化と「構造的な賃上げ」を目指し、リスクリング支援も含む「人への投資」の抜本強化と成長分野への労働移動の円滑化、地域の中小企業も含めた賃上げ等を進める。また、科学技術・イノベーション、スタートアップ、グリーントランスフォーメーション(GX)、デジタルトランスフォーメーション(DX)といった成長分野への大胆な投資を、年内に取りまとめられるスタートアップ育成5か年計画やGX促進に向けた今後10年間のロードマップ等に基づき促進する。
- ④ コロナ禍において、婚姻件数・出生数が急激に減少するなど我が国の少子化は危機的な状況にある。こうした中、「こども家庭庁」を創設し、出産育児一時金の大幅増額を始めとする結婚・妊娠・出産・子育てに至るまで切れ目ないこども・若者・子育て世帯への支援など、少子化対策を含むこどもに関する必要な政策の充実を図り、強力に進めていく。
全ての人が生きがいを感じられ、多様性のある包摂社会を目指し、全世代型社会保障の構築、女性活躍、孤独・孤立対策、就職氷河期世代への支援等に取り組む。

- ⑤ ロシアによるウクライナ侵略も含め、国際情勢・安全保障環境が激変する中、来年のG7広島サミットや日本ASEAN友好協力50周年特別首脳会議の開催、国連安保理非常任理事国を務めることも見据え、機動的で力強い新時代リアリズム外交を展開するとともに、防衛力を5年以内に抜本的に強化する。防衛力の抜本的強化については、必要となる防衛力の内容の検討、そのための予算規模の把握及び財源の確保を一体的かつ強力に進め、年末に改定される新たな「国家安全保障戦略」等に基づいて計画的に整備を進める。
- ⑥ 国際情勢の変化に対応したサプライチェーンの再構築・強靱化が急務となる中、円安のメリットもいかし、企業の国内回帰など国内での「攻めの投資」、輸出拡大の推進により、我が国の経済構造の強靱化を図るとともに、半導体を始めとする重要な物資の安定供給の確保や先端的重要技術の育成等による経済安全保障の推進、食料安全保障及びエネルギー安全保障の強化を図る。
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症対策について、ウイズコロナの下、国民の命と健康を守りながら、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る。次の感染症危機に備え、司令塔機能の強化に取り組む。
- ⑧ 防災・減災、国土強靱化の取組を強力に推進するとともに、これまでの成果や経験をいかし、更なる取組を推進するための次期国土強靱化基本計画の検討を進め、中長期的かつ継続的に取り組む。

東日本大震災からの復興・創生、交通・物流インフラの整備、農林水産業の振興、質の高い教育の実現、観光や文化・芸術・スポーツの振興、2050年カーボンニュートラルを目指したグリーン社会の実現等に取り組み、デジタル田園都市国家構想の実現に向けた取組と併せて地方活性化に向けた基盤づくりを推進する。
- ⑨ 経済財政運営に当たっては、経済の再生が最優先課題である。経済あつての財政であり、順番を間違えてはならない。必要な政策対応に取り組み、経済をしっかりと立て直す。そして、財政健全化に向けて取り組む。政策の長期的方向性や予見可能性を高めるよう、単年度主義の弊害を是正し、国家課題に計画的に取り組む。

2. 予算編成についての考え方

- ① 令和5年度予算編成に当たっては、令和4年度第2次補正予算と一体として、上記の基本的考え方及び「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日閣議決定。以下「骨太方針2022」という。)に沿って、足元の物価高を克服しつつ、経済再生の実現に向け、人への投資、科学技術・イノベーション、スタートアップ、GX、DXといった成長分野への大胆な投資、少

子化対策・こども政策の充実等を含む包摂社会の実現等による新しい資本主義の加速や、外交・安全保障環境の変化への対応、防災・減災、国土強靱化等の国民の安全・安心の確保を始めとした重要な政策課題について必要な予算措置を講ずるなど、メリハリの効いた予算編成を行い、その政策効果を国民や地方の隅々まで速やかに届け、我が国経済を持続可能で一段高い成長経路に乗せていくことを目指す。

- ② その際、骨太方針 2022 で示された「本方針及び骨太方針 2021 に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進する。ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない」との方針を踏まえる。
- ③ 歳出の中身をより結果につながる効果的なものとするため、骨太方針 2022 を踏まえ、新経済・財政再生計画の改革工程表を策定し、EBPMやPDCAの取組を推進し、効果的・効率的な支出(ワイズスペンディング)を徹底する。

【出典】内閣府「令和5年度予算編成の基本方針」

<https://www5.cao.go.jp/keizai1/yokihoushin/yokihoushin.html>

2 令和5年度予算のポイント

◆令和5年度予算のポイント

歴史の転換期を前に、我が国が直面する内外の重要課題に対して道筋をつけ、未来を切り拓くための予算

我が国が直面する内外の重要課題への対応

安全保障・外交

- 我が国を取り巻く安全保障環境を踏まえ、**新たな国家安全保障戦略等を策定**。5年間で緊急的に防衛力を抜本的に強化するため、**43兆円の防衛力整備計画**を実施。防衛力を安定的に維持するための財源を確保。
- **G7広島サミット**や**日本ASEAN友好協力50周年**等を見据え、機動的で力強い**新時代リアリズム外交**を展開するための予算を確保（外務省予算※：5年度7,560億円（対前年度+485億円）、4年度補正と合わせ**1兆233億円**（対前年度+1,694億円）） ※デジタル庁計上分を含む

こども政策

- 来年4月に**こども家庭庁**を創設し、こども・子育てを支援を強化。
- **出産育児一時金**について**42万円から50万円に引き上げ**（過去最高の引上げ幅）。
- **妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援**と**妊娠届出・出生届出を行った妊婦・子育て家庭に対する経済的支援**（計10万円相当）を合わせたパッケージを継続実施。

地方・デジタル田園都市国家構想

- 地方団体に交付される**地方交付税交付金**は、**リーマンショック後最高の18.4兆円**を確保。
- 「**デジタル田園都市国家構想総合戦略**」の策定を踏まえ、デジタル田園都市国家構想交付金（5年度1,000億円+4年度補正800億円）により、**自治体のデジタル実装の加速化**や、**デジタルの活用による観光・農林水産業の振興等の地方創生**に資する取組などを支援。

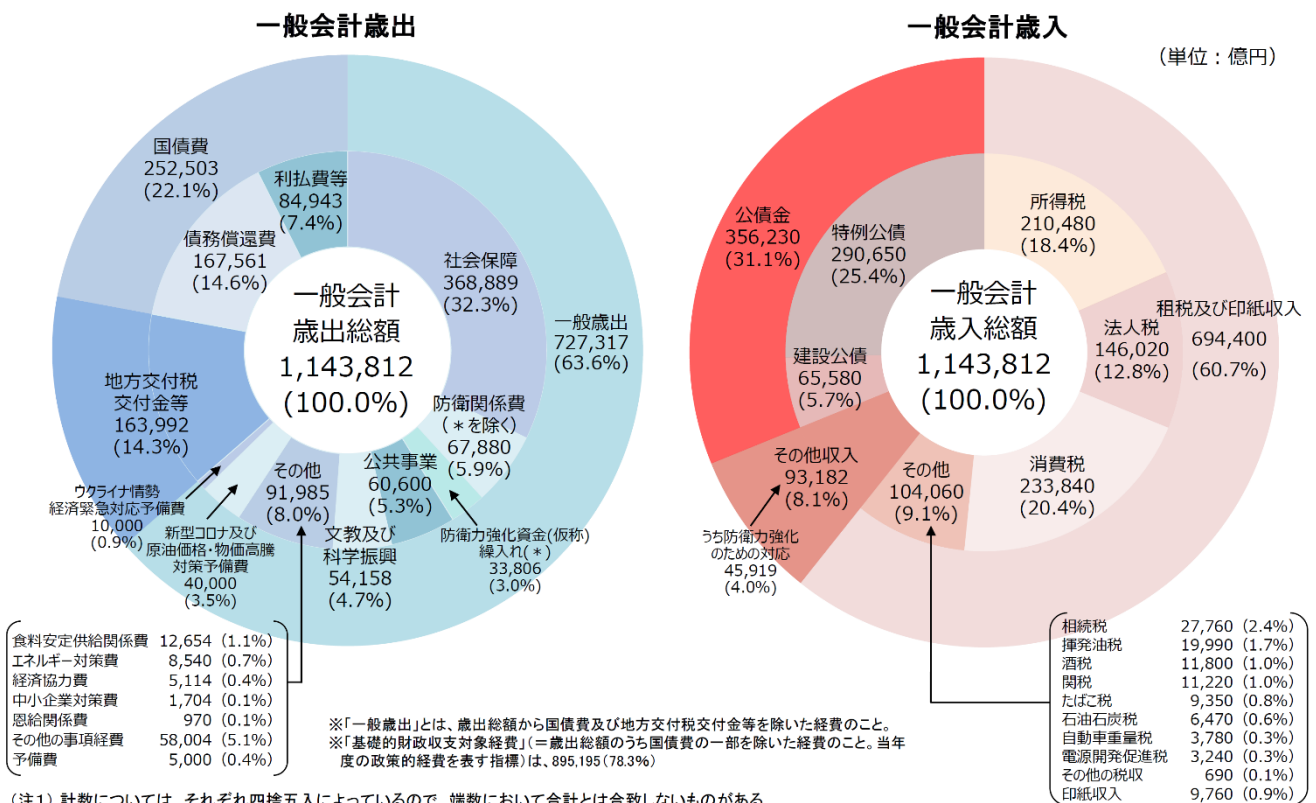
GX

- **成長志向型カーボンプライシング構想の具体化**で得られる将来の財源を裏付けとした「**GX経済移行債**」の発行により、**民間のGX投資を支援する仕組み**を創設。
- **2050年カーボンニュートラル目標達成**に向けた革新的な技術開発や**クリーンエネルギー自動車**の導入などの支援（エネルギー特別会計に0.5兆円を計上。4年度補正での先行実施分1.1兆円と合わせ**1.6兆円規模の支援**）を開始。

メリハリの効いた予算

- 骨太方針に基づき、**歳出改革の取組を継続**。
 - ・ 社会保障関係費 +4,100億円程度（高齢化による増（年金スライド分+2,200億円程度を除く））
 - ・ 社会保障関係費以外 +47,417億円（税外収入の防衛力強化対応（45,919億円）を除き+1,500億円程度*）（防衛関係費の増額を達成しつつ、経済・物価動向等を踏まえて柔軟な対応を行うことを通じて、これまでの歳出改革の取組を実質的に継続） *H25~R3年度における消費者物価上昇率は平均+0.38%程度、当初予算における社会保障関係費以外の歳出増は平均+330億円程度。R5の消費者物価上昇率（政府経済見通し）は+1.7%。
- 新規国債発行額を減額（令和4年度（当初）：36.9兆円 ⇒ 令和5年度：35.6兆円）

◆令和5年度一般会計歳出・歳入の構成



◆主要経費別内訳

(単位:億円)

| | 4年度予算 (当初) | 5年度予算 | 増減額 | 増減率 | 備考 |
|----------------------------------|---------------|-----------|---------|--------|--|
| 一般歳出 | 673,746 | 727,317 | +53,571 | +8.0% | |
| 社会保障関係費 | 362,735 | 368,889 | +6,154 | +1.7% | |
| 文教及び科学振興費 | 53,901 | 54,158 | +257 | +0.5% | |
| うち科学技術振興費 | 13,787 | 13,942 | +154 | +1.1% | |
| 恩給関係費 | 1,221 | 970 | ▲252 | ▲20.6% | |
| 防衛関係費 | 53,687 | 101,686 | +47,999 | +89.4% | |
| 下記繰入れ除く | 53,687 | 67,880 | +14,192 | +26.4% | 防衛力整備計画の初年度として、整備計画対象経費は 対前年度+1.4兆円(+27.4%)増加 |
| 防衛力強化資金(仮称)繰入れ | - | 33,806 | +33,806 | - | |
| 公共事業関係費 | 60,574 | 60,600 | +26 | +0.0% | |
| 経済協力費 | 5,105 | 5,114 | +8 | +0.2% | |
| (参考)ODA | 5,612 | 5,709 | +98 | +1.7% | 水準ピーク時のH9年度以降で最大の増 |
| 中小企業対策費 | 1,713 | 1,704 | ▲9 | ▲0.5% | 貸出動向等を踏まえた信用保証関連予算の減 |
| エネルギー対策費 | 8,756 | 8,540 | ▲217 | ▲2.5% | エネルギー特会の剰余金等の増加を踏まえた繰入の減 |
| 食料安定供給関係費 | 12,699 | 12,654 | ▲46 | ▲0.4% | 米政策関連施策の見直しを踏まえた減:▲110億円等 |
| その他の事項経費 | 58,354 | 58,004 | ▲350 | ▲0.6% | |
| 予備費 | 5,000 | 5,000 | - | - | |
| 新型コロナウイルス感染症及び 原油価格・物価高騰対策予備費 | 50,000 | 40,000 | ▲10,000 | ▲20.0% | |
| ウクライナ情勢経済緊急 対応予備費 | - | 10,000 | +10,000 | - | |
| 地方交付税交付金等 | 158,825 | 163,992 | +5,166 | +3.3% | 一般財源総額について前年度と実質的に同水準を確保 |
| 国債費 | 243,393 | 252,503 | +9,111 | +3.7% | 公債残高の増に伴う定率繰入や利払費の増等 |
| 合計 | 1,075,964 | 1,143,812 | +67,848 | +6.3% | |

(注1) 4年度予算は、5年度予算との比較対照のため、組替えをしてある。

(注2) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

(注3) 一般歳出とは、一般会計歳出総額から国債費及び地方交付税交付金等を除いたもの。

◆予算の「質の向上」

行政事業レビューや予算執行調査等の反映

- 介護の**保険者機能強化推進交付金**について、**予算執行調査及び行政事業レビューの指摘**を踏まえ、介護保険保険者努力支援交付金と評価指標や配分基準が重複していたため、**令和5年度予算において整理(対前年度▲50億円)**。

デジタル化の推進等による効率化

- **情報システム**について、**政府共通のクラウドサービスや府省間ネットワーク**(GSS:ガバメントソリューションサービス)等の共通基盤への移行による効率化を実現(GSSについて、各府省LANの統合により、令和9年度までに▲100億円程度の運用経費の削減を見込む)。
- **総務省が実施する経常統計**において、統計委員会建議を踏まえて調査のデジタル化を推進し、電子調査票の改善等によりオンライン回答率を向上することで事務経費を効率化するとともに、回答の正確性を高めることで、統計の品質向上を図る。
- **海上保安庁**において、新技術を備えた**無操縦者航空機を重点的に配備**し、航空機・ヘリコプターとの業務分担を見直し合理化を図ることで、**広域海洋監視能力を強化・効率化**。

防衛力整備の効率化・合理化

- **防衛装備品の全般**にわたり、重要度の低下した装備品の運用停止や、長期契約の活用、原価の精査等による調達最適化などを図ることにより、**▲2,572億円の効率化・合理化効果**を実現。

政策目的に応じたインセンティブ機能の導入

- 地域の多様な関係者の参画により教育活動を支援する**地域学校協働活動**について、学校の働き方改革などの**課題解決に向けた効果的な取組**に対し、**優先的・重点的に資金を配分する仕組み**を導入。
- **飼料用米**について、主食用米との所得差が乖離し、作付面積・生産量が2030年目標を超過していることなどを踏まえ、多収品種の作付を促し生産性向上を図るため令和6年産から**一般品種の支援単価を段階的に引き下げるとともに**、3年契約による作付が定着しているため3年契約の支援単価の**加算措置を廃止**。(令和5年度は▲110億円の削減)

地方財政の健全化

- **交付税特会借入金の償還を加速化**(計画額0.5兆円を大幅に上回る**1.3兆円**を償還)するとともに、**臨時財政対策債**の発行を過去最少の**1.0兆円**に縮減。

◆各歳出分野の特徴

【社会保障】

- 薬価改定の実施により実勢価格の下落を反映して国民負担を軽減（▲3,100億円、国費▲722億円）。その際イノベーションの推進や急激な原材料費の高騰に配慮。こうした取組みにより、社会保障関係費の実質的な伸びを、自然増（5,600億円程度※）に対し、高齢化による増加分（4,100億円程度※）におさめるという方針を達成。
※年金スライド分を除く
- 全世代型社会保障制度改革の中で、負担能力に応じた負担の観点から高齢者医療等の改革とあわせて、出産育児一時金について50万円に引き上げ（+8万円）。
- 妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と妊娠届出・出生届出を行った妊婦・子育て家庭に対する経済的支援（計10万円相当）をあわせたパッケージの継続実施。
- 生活保護基準については、専門家による検証結果を反映することを基本としつつ、足もとの社会経済情勢を踏まえ、特例的な加算（月額1,000円/人）を行うとともに、それでもなお減額となる世帯は、**現行の基準額を保障**。

【防衛】

- 防衛関係費※については、新たに策定された国家安全保障戦略等に基づき、これまでの水準を大きく上回る**6.8兆円（対前年度+1.4兆円）**を確保。防衛力整備計画の初年度として、スタンド・オフ防衛能力や統合防空ミサイル防衛能力、施設整備などの重点分野を中心に防衛力を抜本的に強化。
※防衛力強化資金（仮称）への繰入れを除く

【外交】

- ウクライナ侵略を含め国際情勢が激変する中、**G7広島サミット**や**日本ASEAN友好協力50周年**等を見据え、機動的で力強い新時代リアリズム外交を展開する必要。このため、異例の**円安・物価高**も踏まえ、ODA（政府開発援助）や、在外職員の人件費等を含め日々の外交活動を支える経費（足腰予算）を重点的に手当（**外務省予算※**：5年度7,560億円（対前年度+485億円）、**4年度補正と合わせ1兆233億円**（対前年度+1,694億円））。
※デジタル庁計上分を含む

【海保】

- 海上保安能力強化の方針に基づき、**無操縦者航空機などの新技術の活用も含めた海上保安庁の体制や運用の強化**のため、予算・定員を大幅に拡充（2,431億円（対前年度+200億円））。

【警察】

- **G7広島サミットの円滑な開催**と国内外要人の身の安全の確保を図りつつ、テロや不法行為等の発生を未然に防止するための警戒警備に万全を期すとともに、**サイバー空間の安全確保を推進**。

【地方財政】

- 地方団体に交付される**地方交付税交付金は18.4兆円（+0.3兆円）**。国・地方の税収増加により、**臨時財政対策債**の発行の縮減（▲0.8兆円）と計画を上回る**交付税特会借入金**の償還（1.3兆円）を行いつつ、**一般財源総額**を適切に確保。

【DX、地方創生】

- 政府共通のクラウドサービス等への移行やデジタル庁の体制拡充を進め、デジタル社会の実現を加速。
- 「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の策定を踏まえ、**デジタル田園都市国家構想交付金**（令和5年度予算1,000億円+令和4年度第2次補正予算800億円）により、**自治体のデジタル実装の加速化**や、**デジタルの活用による観光・農林水産業の振興等の地方創生**に資する取組などを支援。また、光ファイバ、5G基地局など**地方のデジタル基盤を整備**。

【復興】

- 復興のステージに応じた被災地のニーズにきめ細かく対応。**心のケア等の被災者支援**や、原子力災害被災地域における中間貯蔵関連事業、**帰還・移住等の促進**、**風評の払拭**、**ALPS処理水の処分に向けた対策**などの本格的な復興・再生に向けた取組を推進。「創造的復興の中核拠点」となる**福島国際研究教育機構の構築**などの取組を推進。

【GX、エネルギー・環境】

- エネルギー特別会計において、**カーボンプライシング**で得られる**将来の財源**を裏付けとした「**GX経済移行債**」を発行し、民間の**GX投資を支援する仕組み**を創設。**カーボンニュートラル目標達成**に向けた革新的な技術開発（4,564億円）や**クリーンエネルギー自動車**の導入（336億円）、**次世代革新炉の研究開発**（123億円）など、エネルギー特別会計の歳出を0.5兆円増。令和4年度補正予算での先行実施分1.1兆円と合わせ、**新たな成長志向型カーボンプライシングによるGX投資の枠組み**（※）の下で、**1.6兆円規模**の支援を開始。
※次期通常国会に法案提出予定

【科学技術・教育】

- **科学技術・イノベーションへの投資**として、**量子・AI分野**を中心とする**重要先端技術の研究開発**を戦略的に推進するとともに、**基礎研究・若手研究者向け支援**を充実。（**科学技術振興費 13,942億円**（対前年度+154億円））
- 小学校高学年の理科・算数等の教科における「**教科担任制**」の推進等を図るとともに、**外部人材の活用等により教員が授業等に注力できる環境**やいじめ・不登校などの課題を抱える**児童生徒への相談体制を整備**。

【公共事業】

- 公共事業関係費については、**6兆600億円**（対前年度+26億円）を計上し、**安定的に確保**。**新技術の活用による効率的な老朽化対策**、**ハード・ソフト一体となった流域治水対策**や、**先端的なデジタル技術を活用した洪水予測技術の開発加速**などによる技術支援も含めた総合的な取組により、**防災・減災、国土強靱化を推進**。
- **社会資本整備総合交付金**に「**地域公共交通再構築事業**」を創設。鉄道を含めた交通インフラの刷新を支援し、**自治体におけるコンパクトなまちづくりと連動した地域公共交通ネットワークの再構築を推進**。
また、新技術の活用や地域公共交通の再構築などの**重要政策課題**に意欲的に取組む計画に対する**交付金の重点配分を強化**。

【農林水産】

- **食料安全保障の強化**に向け、**安定的な輸入と適切な備蓄**を組み合わせつつ、**水田の畑地化支援**により野菜や麦・大豆など畑作物の生産を推進するとともに、**海外に依存した肥料・飼料**などの国内生産の拡大を推進。また、**飼料用米**について、令和6年度から**一般品種の支援単価を段階的に引き下げる**などの見直しを実施。

【出典】財務省「令和5年度予算政府案『令和5年度予算のポイント』」

https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2023/seifuan2023/index.html

3 令和5年度税制改正の概要(地方税)

令和5年度地方税制改正(案)について

総務省
令和4年12月

令和5年度の与党税制改正大綱(12月16日決定)のうち、地方税関係の概要は以下のとおり。

1 車体課税

◎ 環境性能割の税率区分の見直し [別紙参照]

- 新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、異例の措置として、現行の税率区分を令和5年12月末まで据え置く。
- 2035年電動車100%(乗用車新車販売)とする政府目標と整合させ、電動車の一層の普及促進を図る観点から、税率区分(燃費基準達成度)を3年間で段階的に引き上げる。

(注) 次の税率区分の見直しは3年後(令和8年度改正)とする。

◎ グリーン化特例

- 電気自動車等を取得した場合における現行の軽課措置(翌年度の種別割▲75%軽減)等について、適用期限を3年延長する。

◎ 燃費・排ガス不正行為への対応

- 不正により生じた納付不足額に係る納税義務を当該不正を行ったメーカーに負わせる特例規定について、税制上の再発抑止策を強化するため、納付不足額を徴収する際に加算する割合(現行:10%)を35%に引き上げる。

2 個人住民税

◎ NISAの抜本的拡充・恒久化

- NISA制度について、年間投資上限額の拡大、非課税保有期間の無期限化、口座開設期間の恒久化等を行う。

3 国際課税

- 新たな国際課税ルールにおける「第2の柱」(グローバル・ミニマム課税)に関し、外国に所在する法人等の所得を基に課税する仕組みであるIIR(所得合算ルール)及びUTPR(軽課税所得ルール)は、法人税及び地方法人税で課税を行う^(注1)。

また、内国法人等の所得を基に課税する仕組みであるQDMTT(国内ミニマム課税)は、法人住民税・法人事業税相当分について、簡素な制度とする観点から、地方法人税に含めて国で一括して課税・徴収することとし、地方交付税により地方に配分する^(注2)。

(注1) 法人税による税額と地方法人税による税額が907:93の比率となるよう制度を措置する。

(注2) 法人税による税額と地方法人税による税額が753:247の比率となるよう制度を措置する。

※ IIRは、令和6年4月以後に開始する対象会計年度から適用開始。UTPR及びQDMTTは、令和6年度税制改正以降に法制化を検討。

4 納税環境整備

◎ 固定資産税及び不動産取得税に係る質問検査権の対象の明確化

- 固定資産税及び不動産取得税に係る質問検査権について、家屋の評価に必要な図面等の収集に当たり、納税義務者に加え、当該家屋の施工業者からも図面等を入手することができることを法令上明確化する。

◎ ふるさと納税における前指定対象期間に係る基準不適合等への対応

- ふるさと納税の地方公共団体の指定の取消しについて、前の指定対象期間における基準不適合等の事案に対応できるよう、2年前にまで遡って取消事由とすることを可能とする。

5 主な税負担軽減措置等

- 中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の償却資産の導入に係る特例措置を創設（固定資産税）
- 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置を創設（固定資産税）
- バス事業者が路線の維持に取り組みつつEVバスを導入する場合における変電・充電設備等に係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税、都市計画税）
- 先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る特例措置について、歩行者検知機能付き衝突被害軽減ブレーキを対象装置に追加した上、2年延長（自動車税環境性能割）

6 航空機燃料譲与税

- 航空機燃料税の軽減措置の税率見直し・延長に伴い、航空機燃料譲与税の譲与割合に係る特例措置について、地方への譲与分が維持されるよう譲与割合を見直した上、5年間延長する。

| | 現行 | 令和5・6年度 | 令和7・8年度 | 令和9年度 |
|---------|------------|------------|------------|------------|
| 航空機燃料税率 | 13,000円/kl | 13,000円/kl | 15,000円/kl | 18,000円/kl |
| 譲与割合 | 13分の4 | 13分の4 | 15分の4 | 9分の2 |
| 地方への譲与分 | 4,000円/kl | | | |

※ 固定資産税（土地）については、令和5年度においては、既定の負担調整措置を適用する。

◆ 検討事項等

◎ 外形標準課税のあり方

- 外形標準課税の対象法人数は、資本金1億円以下への減資を中心とした要因により、導入時に比べて約3分の2まで減少している。また、持株会社化・分社化の際に、外形標準課税の対象範囲が実質的に縮小する事例も生じている。こうした事例の中には、損失処理等に充てるためではなく、財務会計上、単に資本金を資本剰余金へ項目間で振り替える減資を行っている事例も存在する。また、子会社の資本金を1億円以下に設定しつつ、親会社の信用力を背景に大規模な事業活動を行っている企業グループの事例もある。

こうした減資や組織再編による対象法人数の減少や対象範囲の縮小は、法人税改革の趣旨や、地方税収の安定化・税負担の公平性といった制度導入の趣旨を損なうおそれがあり、外形標準課税の対象から外れている実質的に大規模な法人を対象に、制度的な見直しを検討する。

◎ 電気自動車等の普及等を踏まえた自動車税の課税のあり方

- 自動車税については、電気自動車等の普及等のカーボンニュートラルに向けた動きを考慮し、税負担の公平性を早期に確保するため、その課税趣旨を適切に踏まえた課税のあり方について、イノベーションへの影響等の多面的な観点も含め、関係者の意見を聴取しつつ検討する。

◎ 森林環境税・森林環境譲与税

- 森林環境税は、令和6年度に課税が開始される。全国の地方公共団体において、森林環境譲与税を森林整備や木材利用等に一層有効に活用し、国民の理解を深めていくことが重要であることを踏まえ、各地域における取組みの進展状況や地方公共団体の意見を考慮しつつ、森林整備をはじめとする必要な施策の推進につながる方策を検討する。

◎ 国際課税（「第1の柱」への対応）

- 「第1の柱」については、令和5年前半までの多数国間条約の署名が目標とされており、引き続き国際的な議論に積極的に貢献することが重要である。今後策定される多数国間条約等の規定を基に、わが国が市場国として新たに配分される課税権に係る課税のあり方、地方公共団体に対して課税権が認められることとなる場合の課税のあり方、条約上求められる二重課税除去のあり方等について、国・地方の法人課税制度を念頭に置いて検討する。

◎ 地方税務手続のデジタル化

- 納税通知書や各種証明書などの地方税関係通知について、eTAX及びマイナポータルの変更・改修スケジュールや納税者等の利便性及び地方公共団体の事務負担等を考慮しつつ、電子的に送付する仕組みを検討する。また、地方税以外の地方公金に係るeTAX経由での納付について必要な検討を進める。

別紙

【自動車税・軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直し】

自動車税（自家用乗用車）

〔現行〕（令和3、4年度）

| 税率 | 対象車 |
|-----|--|
| 非課税 | 電気自動車、 燃料電池自動車、 天然ガス自動車、 プラグインハイブリッド車 |
| | 2030年度燃費基準 85%達成～ |
| 1% | 75%達成～ |
| 2% | 60%達成～ |
| 3% | 上記以外 又は 2020年度燃費基準未達成 |



〔改正案〕（令和5～7年度） ※令和5年12月末まで現行区分を据置き

| 税率 | 対象車 | |
|-----|--|----------------------|
| | （令和6年1月～） | （令和7年4月～） |
| 非課税 | 電気自動車、 燃料電池自動車、 天然ガス自動車、 プラグインハイブリッド車 | |
| | 2030年度燃費基準 85%達成～ | 2030年度燃費基準 95%達成～ |
| 1% | 80%達成～ | 85%達成～ |
| 2% | 70%達成～ | 75%達成～ |
| 3% | 上記以外 又は 2020年度燃費基準未達成 | |

軽自動車税（自家用乗用車）

〔現行〕（令和3、4年度）

| 税率 | 対象車 |
|-----|-------------------------------|
| 非課税 | 電気自動車、 燃料電池自動車、 天然ガス自動車 |
| | 2030年度燃費基準 75%達成～ |
| 1% | 60%達成～ |
| 2% | 上記以外 又は 2020年度燃費基準未達成 |



〔改正案〕（令和5～7年度） ※令和5年12月末まで現行区分を据置き

| 税率 | 対象車 | |
|-----|-------------------------------|----------------------|
| | （令和6年1月～） | （令和7年4月～） |
| 非課税 | 電気自動車、 燃料電池自動車、 天然ガス自動車 | |
| | 2030年度燃費基準 80%達成～ | 2030年度燃費基準 80%達成～ |
| 1% | 70%達成～ | 75%達成～ |
| 2% | 上記以外 又は 2020年度燃費基準未達成 | |

注1 現行・改正案のいずれも、上記に加え、一定の排ガス性能を要求。
 注2 クリーンディーゼル車に対する令和4年度における経過措置（2030年度燃費基準60%達成～：非課税）を令和5年12月末まで延長。

※ 営業用乗用車についても、自家用乗用車に準じて税率区分の見直しを行う。
 ※ バス・トラックについても、それぞれの燃費基準に応じた税率区分の見直しを行う。

【出典】総務省「令和5年度税制改正の概要(地方税)」
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran04.html

第2部 各府省の主な取組

第2部では、各府省の令和5年度予算案から、横浜市をはじめ地方に関連すると考えられる事業を中心に、新規事業等、各府省予算のポイントとなる事業について紹介します。

※段落や予算額等の表記は、参考・出典元の資料から抜粋しているため、府省ごとに異なっています。

1 内閣府

【参考・出典】 財務省「令和5年度 内閣、デジタル、復興、外務・経済協力関係関係予算のポイント」

https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2023/seifuan2023/index.html

1. デジタル田園都市国家構想の実現・地方創生の推進

| <主なもの> | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|------------------------------|---------|---|---------|--------|
| ○ デジタル田園都市国家構想交付金 | 1,000億円 | ⇒ | 1,000億円 | (前年同) |
| ○ 地方大学・地域産業創生交付金 | 22億円 | ⇒ | 20億円 | (▲2億円) |
| ○ 地方におけるデジタル技術を活用した取組の普及促進事業 | — | ⇒ | 1.4億円 | (新規) |

「デジタル田園都市国家構想総合戦略」(令和4年12月23日閣議決定)の策定を踏まえ、同構想の実現に向け、「デジタル田園都市国家構想交付金」(※)を1,000億円計上し、地方におけるデジタル実装や、デジタルの活用による観光・農林水産業の振興等の地方創生に資する取組・拠点施設の整備などを支援。

※ 令和4年度第2次補正予算において、従来の「地方創生推進交付金」等の交付金を新たに「デジタル田園都市国家構想交付金」として位置づけ、800億円を計上。

その他、「地方におけるデジタル技術を活用した取組の普及促進事業」(Digi 田甲子園等)に係る予算を新規計上しつつ、「地方大学・地域産業創生交付金」を執行実績等を勘案し減額。

2. 次の感染症危機に対応する司令塔機能の強化

| | | | | |
|--------------------|----------------|---|----------------|----------|
| ○ 内閣感染症危機管理統括庁の設置等 | 令和4年度 0.9億円 | ⇒ | 令和5年度 4.7億円 | (+3.8億円) |
|--------------------|----------------|---|----------------|----------|

令和5年度中に内閣官房に設置予定の「内閣感染症危機管理統括庁(仮称)」について、感染症危機に備えた訓練や調査研究・普及啓発等に係る経費を計上。

※ 設置時までには、現在の新型コロナウイルス等感染症対策推進室に係る予算であり、令和4年度第2次補正予算において29.4億円を計上。

3. 男女共同参画社会の推進

| | | | |
|-------|---|-------|--------|
| 令和4年度 | | 令和5年度 | |
| 15億円 | ⇒ | 16億円 | (+1億円) |

関係団体と連携して地方公共団体が行う、女性デジタル人材・女性起業家の育成や役員・管理職への女性登用、NPO等の知見を活用した困難や不安を抱える女性への相談支援等、地域の実情に応じた取組を支援。

また、配偶者暴力（DV）被害者支援、性犯罪・性暴力被害者支援を始めとして、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組を推進。

※ 令和4年度第2次補正予算において15億円を計上。

4. 灵感商法等の悪質商法への対応

| |
|-------|
| 令和5年度 |
| 22億円 |

寄附の不当勧誘による被害者の救済、被害の未然防止にしっかり対応するため、適格消費者団体への情報提供等の活動支援、重要消費者紛争手続（ADR）の適正化・迅速化等の新たな業務を担う（独）国民生活センターの体制強化等を行うとともに、地方消費者行政強化交付金により消費生活相談や地域における啓発の充実・強化に取り組む地方公共団体を支援。

※ 令和4年度第2次補正予算において、地方消費者行政強化交付金（20億円）に悪質商法対策特別枠（5億円・補助率10/10）を創設するなど、計31億円を計上。

5. デジタル庁予算

| | | | | |
|---------------------|---------|---|---------|----------|
| | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
| ○ 情報システム関係予算（一括計上分） | 4,601億円 | ⇒ | 4,812億円 | (+211億円) |
| うちデジタル庁システム等 | 990億円 | ⇒ | 1,182億円 | (+193億円) |
| うち各府省システム等 | 3,611億円 | ⇒ | 3,629億円 | (+18億円) |

政府共通のクラウドサービスや新しい府省間ネットワーク（GSS：ガバメントソリューションサービス）等の各府省が共通で利用するシステム・ネットワークの整備、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化を加速するための環境整備、公金受取口座の金融機関経由での登録開始にかかる環境整備、共通基盤であるマイナポータルの利便性の抜本的改善、事業者に対するオンライン行政サービスの充実等を推進。【デジタル庁システム等（1,182億円）】

国の情報システムの整備・管理の基本方針等に基づき、デジタル庁で整備する共通基盤等の利活用を前提としたシステムの統合・共通化、情報連携を進め、国民にとって使い勝手のよい行政サービスを実現。【各府省システム等（3,629億円）】

デジタル化の推進による効率化として、政府共通のクラウドサービスやGSS等の共通基盤への移行による効率化を実現。（GSSについて、各府省LANの統合により、令和9年度までに100億円程度の運用経費の削減を見込む）

第2部 各府省の主な取組（内閣府）

| | | | | |
|------------------|----------------|---|----------------|---------|
| ○ デジタル庁の運営に関する経費 | 令和4年度 101億円 | ⇒ | 令和5年度 125億円 | (+24億円) |
|------------------|----------------|---|----------------|---------|

デジタル社会の実現に関する司令塔として、新技術の動向等を踏まえたデジタル化に関する戦略の立案やデジタル原則に照らした規制の見直し等、社会全体のデジタル化を推進するために必要な体制強化を実施。常勤職員 83 人、非常勤職員 117 人、期間業務職員 16 人の計 216 人を増員。

G7 群馬高崎デジタル・技術大臣会合、情報システム調達に係る調査等の実施。

| | 令和4年度 | ⇒ | 令和5年度 |
|--------|-------|---|----------------|
| 常勤職員 | 411人 | ⇒ | 494人 (+83人) |
| 非常勤職員 | 337人 | ⇒ | 454人 (+117人) |
| 期間業務職員 | 58人 | ⇒ | 74人 (+16人) |
| 合計 | 806人 | ⇒ | 1,022人 (+216人) |

※年度末定員を記載

| | | | | |
|------------------|---------------|---|---------------|--------|
| ○ デジタル庁の政策に関する経費 | 令和4年度 18億円 | ⇒ | 令和5年度 14億円 | (▲4億円) |
|------------------|---------------|---|---------------|--------|

マイナンバー制度の広報やデジタル推進委員等の全国展開、社会のデジタル化を阻むアナログ規制の見直し、生活に密接に関連する準公共・相互連携分野のデジタル化を推進。

2 総務省

【参考・出典】財務省「令和5年度総務・地方財政、財務係関係予算のポイント」

https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2023/seifuan2023/index.html

1. マイナンバーカード

| | | | |
|-------------------------|--------------------|---|-------------------|
| | 令和4年度 | | 令和5年度 |
| マイナンバーカードの発行、申請・交付体制の整備 | 1,027.2億円 | ⇒ | 507.1億円 |
| | 3年度補正予算 268.3億円 | | 4年度補正予算 64.7億円 |

マイナンバーカードの発行事務及び市区町村におけるマイナンバーカードの申請・交付体制整備や申請サポートの実施等を引き続き支援。

2. 情報通信

| | | | |
|------------------------|--------------------|---|-----------------------|
| | 令和4年度 | | 令和5年度 |
| ① Beyond 5Gの実現に向けた研究開発 | 100.0億円 | ⇒ | 150.0億円 |
| | 3年度補正予算 200.0億円 | | 4年度補正予算 662.0億円(※) |

2030年頃に導入が見込まれる次世代情報通信インフラ Beyond 5G（いわゆる6G）の重点技術等について、民間企業や大学等による研究開発を推進。

(※) 令和4年度第2次補正予算で、国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）に造成された情報通信研究開発基金に662億円を措置。

| | | | |
|----------------------|------------------|---|-------------------|
| | 令和4年度 | | 令和5年度 |
| ② 量子暗号通信網の構築に向けた研究開発 | 27.5億円 | ⇒ | 15.0億円 |
| | 3年度補正予算 4.8億円 | | 4年度補正予算 19.5億円 |

スーパーコンピュータの計算能力を凌駕する量子コンピュータの出現により、現在の暗号通信の安全性が脅威にさらされる中、量子コンピュータでも解読されない堅牢な量子暗号通信の早期実現に向けて、研究開発を引き続き推進。

| | | | |
|----------------------------|-------|---|--------|
| | 令和4年度 | | 令和5年度 |
| ③ 量子インターネット実現に向けた要素技術の研究開発 | — | ⇒ | 25.8億円 |

将来の量子コンピュータの大規模化や量子暗号通信の高度化にむけて、量子状態を維持し、安定した長距離量子通信を実現するための研究開発を推進。

第2部 各府省の主な取組（総務省）

④ 地方のデジタル基盤整備の推進

| | 令和4年度 | | 令和5年度 |
|-------------------------|--------|---|--------|
| ○ 高度無線環境整備推進事業（光ファイバ整備） | 36.8億円 | ⇒ | 42.0億円 |
| ○ 携帯電話等エリア整備事業（5G基地局整備） | 15.0億円 | ⇒ | 18.0億円 |

「デジタル田園都市国家構想」を踏まえ、日本のどの地域でも高速・大容量の情報通信を享受できるようにするため、また離島や山間地などの条件不利地域でも携帯電話等を利用可能とするために、条件不利地域における光ファイバや5G基地局の整備を引き続き支援。

3. 地方自治

| | 令和4年度 | | 令和5年度 |
|------------|-------|---|-------|
| ① 自治体DXの推進 | 5.0億円 | ⇒ | 4.7億円 |

〔4年度補正予算
0.75億円〕

自治体DX推進計画の改訂や、デジタル人材確保に向けた取組み、新たな自治体情報セキュリティ対策の在り方についての調査研究を実施。また、自治体の標準化対象情報システム（20事務）について、国が定める基準への標準化とガバメントクラウド等への円滑な移行に資するよう、標準仕様や必要な工程等をまとめた手順書等を改訂する等、自治体におけるDXを推進。

| | 令和4年度 | | 令和5年度 |
|---------------|-------|---|-------|
| ② 地域おこし協力隊の推進 | 2.4億円 | ⇒ | 2.1億円 |

都市から地方への人材還流を推進するため、都市から過疎地等の条件不利地域に生活の拠点を移した「地域おこし協力隊員」が、地域協力活動を行いながら、隊員のその地域への定住・定着を図る取組。制度周知や隊員サポート、未導入自治体のフォローアップ等の施策を推進。

4. 統計調査等

| | 令和4年度 | | 令和5年度 |
|-------------|------------------|---|----------------------|
| 集中的な統計改革の推進 | 5.8億円 | ⇒ | 6.2億円 |
| | | | 〔あわせて定員・ 機構に係る措置〕 |
| | 3年度補正予算 4.5億円 | | 4年度補正予算 9.8億円 |

統計の品質管理全般の中核を担う体制として「統計品質管理官」を新設するとともに、「統計品質アドバイザー」や「統計技術アドバイザー」等を設置し、各府省の統計業務に対する支援体制を強化。

また、各府省における統計業務のデジタル化を推進するため、オンライン調査の促進、汎用的な集計ツールの開発等を行うとともに、これらの導入に関する各府省への支援等を実施。

5. 消防庁

| | 令和4年度 | | 令和5年度 |
|---------------|--------|---|--------|
| 緊急消防援助隊の装備の充実 | 49.9億円 | ⇒ | 49.9億円 |

緊急消防援助隊は、消防庁長官が全国の消防本部の中から部隊を登録しており、大規模・特殊災害発生時に被災地の消防機関のみでは対処が困難な場合、緊急消防援助隊が消防・救助活動等の応援を行う。

大規模災害等に対する国の対応力を強化するため、緊急消防援助隊が使用する消防車両等の整備を支援し、消防力の充実強化を推進。

3 法務省

【参考・出典】 財務省「令和5年度予算のポイント 経済産業、環境、司法・警察係予算」
https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2023/seifuan2023/index.html

1. 共生社会の実現

| | 令和5年度 | 令和4年度 |
|---|-----------------|-------------------|
| | 417.3 億円 | (391.5 億円) |
| (1) 外国人材の受入れ・共生社会の実現に向けた取組の推進・出入国在留管理体制の強化 | 246.0 億円 | (231.2 億円) |
| ※4年度補正：7.4 億円 | | |
| (2) 満期釈放者対策を始めとする再犯防止対策等の推進 | 135.8 億円 | (124.8 億円) |
| ※4年度補正：7.3 億円 | | |
| (3) こども・若年層を取り巻く人権問題など様々な人権課題の解消に向けた人権擁護活動の充実強化 | 35.5 億円 | (35.5 億円) |
| ※4年度補正：0.6 億円 | | |

2. 困難を抱える方々への取組の推進

| | 令和5年度 | 令和4年度 |
|-------------------------------------|-----------------|-------------------|
| | 331.9 億円 | (326.2 億円) |
| (1) 靈感商法等への対応を含めた法テラスによる総合法律支援の充実強化 | 330.1 億円 | (324.6 億円) |
| ※4年度補正：20.0 億円 | | |
| (2) 社会経済情勢の変化に対応するための民事基本法制の整備等の推進 | 1.8 億円 | (1.7 億円) |
| ※4年度補正：0.2 億円 | | |

3. DXに向けた取組の推進

| | 令和5年度 | 令和4年度 |
|------------------------------------|-----------------|-------------------|
| | 631.7 億円 | (601.6 億円) |
| (1) 刑事手続・民事裁判手続等のデジタル化・IT化の推進 | 1.1 億円 | (0.7 億円) |
| ※4年度補正：11.3 億円 | | |
| (2) 法務行政における質の向上・業務効率化のためのデジタル化の推進 | 630.6 億円 | (600.9 億円) |
| ※4年度補正：70.1 億円（一部再掲を含む。） | | （一部再掲を含む。） |

4. 安全・安心を支える法務・司法の基盤整備

| | 令和5年度 | 令和4年度 |
|---|-----------------|-------------------|
| | 314.4 億円 | (362.9 億円) |
| (1) 経済安全保障体制・サイバーセキュリティ対策等を推進するための公安調査庁のヒューミントを含む情報収集・分析体制の充実強化 | 32.4 億円 | (32.4 億円) |
| ※4年度補正：7.0 億円 | | |
| (2) 良好な治安を確保するための検察活動の充実強化 | 17.1 億円 | (15.9 億円) |
| ※4年度補正：14.3 億円（一部再掲を含む。） | | （一部再掲を含む。） |
| (3) 所有者不明土地等問題への対応・登記所備付地図整備の推進 | 75.9 億円 | (71.9 億円) |
| ※4年度補正：6.6 億円（一部再掲を含む。） | | （一部再掲を含む。） |
| (4) 矯正施設を始めとする法務省施設等の環境整備 | 189.0 億円 | (242.7 億円) |
| ※4年度補正：153.9 億円 | | |

※計数にはデジタル庁一括計上額を含む。

4 文部科学省

【参考・出典】 財務省「令和5年度文教・科学技術予算のポイント」

https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2023/seifuan2023/index.html

1. 小中学校教育

| | 4年度 | ⇒ | 5年度 | |
|--|----------|---|----------|----------|
| ○義務教育費国庫負担金 | 15,015億円 | | 15,216億円 | (+1.3%) |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校高学年の理科・算数等の教科における「教科担任制」の推進等を図るため、1,100人の教職員定数を改善。 ・ 令和3年の義務標準法の改正を踏まえた小学校4年生の35人以下学級の実現（+318人）、平成29年の義務標準法の改正を踏まえた通級指導や日本語指導が必要な児童生徒の対応等に係る教員の基礎定数化（+425人）を反映。 ・ その他、少子化の進展による自然減（▲3,167人）、加配定数見直し（▲350人）・国庫負担金の算定方法見直し（▲800人相当）を反映し、差引では▲2,474人相当の減。 ・ 上記に加え、令和4年人事院勧告、教職員の若返りや積算見直し等の影響額を適切に反映することで、全体で対前年度比+201億円を措置。 | | | | |
| ○補習等のための指導員等派遣事業 | 84億円 | | 91億円 | (+7.6%) |
| <p>学校における働き方改革の効果を確実なものとするため、補習授業対応等といった学校教育活動を支援する学習指導員を引き続き配置（11,000人）するほか、教員の事務負担軽減のための採点業務や消毒作業等をサポートする教員業務支援員について、働き方改革に関する取組状況を公表することを補助要件としたうえで、大幅に拡充（10,650人→12,950人）。</p> | | | | |
| ○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充 | 77億円 | | 82億円 | (+6.3%) |
| <p>いじめや不登校など、様々な課題を抱える児童生徒への支援に向けた相談体制を充実する観点から、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スクールカウンセラーの配置について、引き続き全公立小中学校への配置（27,500校）、スーパーバイザーの配置（90人）に加え、いじめ・不登校・貧困・虐待対策のための重点配置の拡充（5,400校→7,200校）、オンラインを効果的に活用した広域的な支援体制を新たに整備（67箇所） ・ スクールソーシャルワーカーについても、引き続き全中学校区への配置（10,000中学校区）、スーパーバイザーの配置（90人）に加え、いじめ・不登校・貧困・虐待対策のための重点配置の拡充（6,900校→9,000校）、オンラインを効果的に活用した広域的な支援体制を新たに整備（67箇所） <p>すること等により、教育相談体制を整備。</p> | | | | |
| ○切れ目ない支援体制整備充実事業 | 29億円 | | 35億円 | (+20.8%) |
| <p>特別な支援を必要とする子供への切れ目ない支援体制の整備等を行う地方公共団体等を支援するため、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」も踏まえ、医療的ケア看護職員の配置支援について、3,000人から3,740人に拡充。また、調査研究を実施し、効果的な配置方法等について地方公共団体等へ周知。</p> | | | | |

○教育DXを支える基盤的ツールの整備・活用 5億円 ⇒ 6億円 (+10.1%)

※ この他、4年度第2次補正予算で4億円を計上
 ※ デジタル庁計上予算を含む

文部科学省 CBT システム (MEXCBT) を、希望する全国の児童生徒等がオンライン上で学習・アセスメントできる公的な CBT プラットフォームとして提供するとともに、記述式自動採点の実装などの機能開発・拡充により、1人1台端末の普段使いを促進。また、文部科学省 WEB 調査システム (EduSurvey) の開発・活用を促進し、調査集計の迅速化・教育委員会等の負担軽減を図るほか、教育データの分析・学習履歴のデジタル化等に関する調査研究を通じ、教育データの利活用を推進。

○学校を核とした地域力強化プラン 74億円 ⇒ 77億円 (+2.7%)

学校・家庭・地域の連携・協働体制を構築し、地域の多様な関係者の参画による地域の特色を活かした教育活動を支援するため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動を一体的に推進。

○公立学校施設整備（災害復旧費を除く） 687億円 ⇒ 687億円 (▲0.0%)

※ この他、4年度第2次補正予算で1,203億円を計上

※ スポーツ関係予算と一部重複がある

※ 4年度予算額はこども家庭庁移管分（1億円）を除いている

安全・安心な教育環境を構築するため、学校施設整備を推進。その際、特別支援学校の教室不足解消に向けた学校施設の改築・改修や断熱性が確保されている体育館への新たな空調設置について、補助率を引き上げて重点的に支援。

2. 幼児教育

| | 4年度 | ⇒ | 5年度 | |
|----------------------------|-----|---|-----|----------|
| ○「幼保小の架け橋プログラム」開発、幼児教育の質向上 | 7億円 | ⇒ | 8億円 | (+13.2%) |

幼保小の接続期や地域全体の幼児教育の質向上に向け、学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」の開発・実践や、幼児教育アドバイザーの配置等を通じ、複数の施設類型が存在する域内全体の幼児教育推進体制の活用を支援。

3. 高校教育

| | 4年度 | ⇒ | 5年度 | |
|-----------------|---------|---|---------|---------|
| ○高等学校等就学支援金交付金等 | 4,142億円 | ⇒ | 4,129億円 | (▲0.3%) |

高校生等の授業料に充てるため、引き続き、年収910万円未満の世帯の生徒等を対象に高等学校等就学支援金を支給。

| | 4年度 | ⇒ | 5年度 | |
|------------|-------|---|-------|---------|
| ○高校生等奨学給付金 | 151億円 | ⇒ | 148億円 | (▲2.3%) |

低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金により支援を実施。令和5年度においては、非課税世帯第1子への給付額の拡充（+3,000円）。

4. 高等教育(大学等)

(1) 高等教育の無償化（修学支援新制度）

| | 4年度 | | 5年度 | |
|-----------------|---------|---|---------|---------|
| ○授業料等減免及び給付型奨学金 | 5,196億円 | ⇒ | 5,311億円 | (+2.2%) |

※ 社会保障関係費として計上

消費税率引上げによる財源を活用し、真に支援が必要な低所得世帯の大学生等に対し高等教育の無償化を実現するため、授業料等減免及び給付型奨学金の支給を合わせて措置。

(授業料等減免：2,710億円、給付型奨学金：2,601億円、地方分も合わせて5,764億円)

(2) 国立大学法人運営費交付金等

| | 4年度 | | 5年度 | |
|---------------|----------|---|----------|---------|
| ○国立大学法人運営費交付金 | 10,786億円 | ⇒ | 10,784億円 | (▲0.0%) |

一部の特殊要因経費（不用建物及び工作物等の撤去に係る費用）の剥落（▲7億円）等がある中、教育研究の充実を図るため、総額をほぼ維持。

また、大学を取り巻く環境が大きく変化する中、メリハリ付けの強化等により、自ら意欲的に改革に取り組む国立大学を支援。

①「成果を中心とする実績状況に基づく配分」について、多くの大学が達成している指標を見直し。

(例)「会計マネジメント改革」に係る指標のうち、多くの大学が達成している指標「各大学で設定した独自の評価による成果や実績に基づいて部局の予算配分を行っている」について、単独達成で加点される仕組みを止め、他の関連する項目と大括り化し、この指標も含めた関連項目をすべて満たさなければ加点を受けられないようにする。(上記指標を達成することが、加点を受けるための「前提」であるかのように機能することとなる。)

②学内組織の学内資源の再配分等を伴う意欲的な教育研究組織の改革を支援する取組を大幅に拡充。

※令和6年度からは「成果を中心とする実績状況に基づく配分」との関連も図りながら、改革に意欲的な大学への支援を強化。

※ 令和5年度については、第4期中期目標期間（令和4年度～）が開始されて間もないことを踏まえ、制度の安定性にも配慮する観点から、「成果を中心とする実績状況に基づく配分」について配分基礎額（1,000億円）や増減率（±25%～±30%）の変更は行わない。ただし、これらの論点を含むメリハリの強化については、引き続き、状況を踏まえながら適切に継続。

| | | | | |
|---------------|------|---|------|-------|
| ○国立大学経営改革促進事業 | 50億円 | ⇒ | 50億円 | (±0%) |
|---------------|------|---|------|-------|

学長のリーダーシップに基づく経営改革を加速するため、地域の中核となる大学が強みのある分野の研究力を強化し、博士課程教育の質向上にも波及させる取組や、トップレベルの教育研究を目指す大学がリソースの重点投資により研究力を向上させる取組等を支援。

（3）私学助成

| | 4年度 | ⇒ | 5年度 | |
|---|---------|---|---------|---------|
| ○私立大学等経常費補助 | 2,975億円 | | 2,976億円 | （+0.0%） |
| <p>特色ある教育研究に取り組む大学等への重点配分（改革総合支援事業）や定員充足率が低い学部に対する不交付判定の例外の見直しによりメリハリある資金配分を行うとともに、数理・データサイエンス・AI教育やDXによる学習の個別最適化等に取り組む大学を支援。</p> | | | | |
| ○私立高等学校等経常費助成費等補助 | 1,020億円 | | 1,020億円 | （+0.0%） |
| <p>幼稚園教諭の処遇改善を引き続き支援するとともに、外部人材の活用等により教育の質向上や働き方改革に取り組む高校等への支援、また、幼稚園の特別支援教育に対する支援等を充実。</p> | | | | |

（4）国立高等専門学校

| | 4年度 | ⇒ | 5年度 | |
|---|-------|---|-------|---------|
| ○国立高等専門学校機構運営費交付金 | 625億円 | | 628億円 | （+0.5%） |
| <p>※ この他、4年度第2次補正予算で「高専スタートアップ教育環境整備」に60億円を計上 60周年を迎えた機を捉え、高専教育の高度化のため、デジタル社会を支える重要基盤である半導体人材を育成するためのカリキュラム作成支援等を強化するとともに、海外で活躍できる技術者の育成支援等により、高専の国際化を促進。</p> | | | | |

（5）高度専門人材の育成等

| | 4年度 | ⇒ | 5年度 | |
|---|------|---|------|----------|
| ○次世代のがんプロフェッショナル養成プラン | — | | 9億円 | （新規） |
| <p>がん医療の新たなニーズや急速ながん医療の高度化に対応できる医療人材養成を促進するため、大学院レベルの教育プログラムを開発・実践する拠点形成を支援。</p> | | | | |
| ○人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業 | — | | 2億円 | （新規） |
| <p>小規模・分散的な専攻が多いという人文・社会科学系大学院の課題を乗り越えるため、他大学等とネットワークを構築して行う教育研究指導やキャリアサポートを支援。（制度改善につなげることも見据え、事業成果を測るためのKPIについて採択校と非採択校の間で生じる差異等を継続的に把握。）</p> | | | | |
| ○大学の世界展開力強化事業 | 11億円 | | 13億円 | （+27.8%） |
| <p>戦略的に重要な国・地域との間で単位の相互認定等による質保証を伴った学生交流等を推進し、国際教育連携やネットワーク形成を支援する世界展開力強化事業について、米国等との大学間交流の形成を支援する事業を追加し、日本の大学教育のグローバル展開力を強化。</p> | | | | |

※ この他、4年度第2次補正予算で「成長分野をけん引する大学・高専の機能強化に向けた基金による継続的支援」に3,002億円を計上

5. スポーツ関係予算

（1）運動部活動の地域移行等に向けた環境整備や多様な主体によるスポーツ参画の促進

| | 4年度 | | 5年度 | |
|---------------------|------|---|------|----------|
| ○運動部活動の地域連携・地域移行の推進 | 15億円 | ⇒ | 25億円 | (+62.8%) |

※1 文化部活動を含めると4年度は18億円、5年度は28億円(+56.0%)

※2 この他、4年度第2次補正予算で15億円(文化部活動を含めると19億円)を計上

令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行を進めるため、全国で実証事業を実施し、地域の実情に応じた多様な地域移行の方策や関係者間の連携について実践・検証するとともに、地域移行に資する学校施設改修や中学校における部活動指導員の配置等を支援。

| | | | | |
|---------------------------|---|---|-----|------|
| ○アスリートの派遣等による体育授業等の充実・高度化 | — | ⇒ | 1億円 | (新規) |
|---------------------------|---|---|-----|------|

アスリートとの直接交流を通じ、スポーツの意義を感じて子どもたちが自ら運動する意欲を喚起する教育手法の展開など、質の高い教育活動を進めていくため、アスリートの派遣を希望する学校等がスムーズに派遣を受けられるよう、その仕組みを構築。

| | | | | |
|------------------|-----|---|-----|----------|
| ○障害者スポーツ推進プロジェクト | 2億円 | ⇒ | 2億円 | (+36.6%) |
|------------------|-----|---|-----|----------|

障害者が身近な場所でスポーツを実施できる環境を整備するため、障害者のスポーツ実施状況・阻害要因の把握や、実施環境の整備等に向けたモデル創出事業、特別支援学校や社会福祉施設等における運動・スポーツ活動の促進事業等を実施。

（2）持続可能な競技力向上体制の確立

| | 4年度 | | 5年度 | |
|----------|-------|---|-------|---------|
| ○競技力向上事業 | 100億円 | ⇒ | 101億円 | (+0.4%) |

2024年パリ大会などの国際競技大会等における日本代表選手のメダル獲得に向け、各競技団体が行う日常的・継続的な強化活動を支援するほか、2028年ロサンゼルス大会等で活躍が期待される次世代アスリートの発掘・育成などの戦略的な取組に対する支援を実施。

| | | | | |
|---------------------------|---|---|-----|------|
| ○地域におけるスポーツ医・科学サポート体制構築事業 | — | ⇒ | 1億円 | (新規) |
|---------------------------|---|---|-----|------|

地域のスポーツ医・科学センターや関係機関が連携・協働し、地域のアスリート等に対するスポーツ医・科学支援提供体制の構築や支援内容の質の向上等を行う取組を支援。

（3）スポーツの成長産業化

| | 4年度 | | 5年度 | |
|----------------|-----|---|-----|----------|
| ○スポーツ産業の成長促進事業 | 3億円 | ⇒ | 4億円 | (+19.3%) |

スポーツの成長産業化を図るため、スポーツホスピタリティの向上、テクノロジーの活用、スタジアム・アリーナ改革、スポーツ界と他業界の共創による新事業創出の推進等を実施。

6. 文化庁予算

（1）文化芸術のグローバル展開、DXの推進、活動基盤の強化

| | 4年度 | | 5年度 | |
|---------------------|---|---|------|----------|
| ○文化芸術による創造性豊かな子供の育成 | 73億円 | ⇒ | 84億円 | (+14.5%) |
| | ※ この他、4年度第2次補正予算で22億円を計上 | | | |
| | 文化芸術により子供たちの豊かな感性や創造力等を育むため、小・中学校等において、実演芸術の巡回公演又は芸術家の派遣を行い、子供たちに対し質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供。 | | | |

（2）文化財の匠プロジェクト等の推進・充実による文化資源の持続可能な活用の促進

| | 4年度 | | 5年度 | |
|----------------------|---|---|-------|---------|
| ○適切な修理周期による文化財の継承の推進 | 245億円 | ⇒ | 250億円 | (+2.0%) |
| | ※ この他、4年度第2次補正予算で58億円を計上 | | | |
| | 国宝・重要文化財（建造物・美術工芸品）や史跡等を積極的に活用しながら次世代に確実に継承するため、適切な修理・整備や、防災・防火対策等に対する支援を実施。文化財保護に向けた寄付金やクラウドファンディングなどの多様な資金調達の取組を促進。 | | | |

（3）文化振興を支える拠点等の整備・充実

| | 4年度 | | 5年度 | |
|-----------------|---|---|-------|---------|
| ○国立文化施設の機能強化・整備 | 318億円 | ⇒ | 324億円 | (+1.7%) |
| | ※ この他、4年度第2次補正予算で515億円を計上 | | | |
| | 我が国の文化芸術の創造及び伝承・保存の中核であり、文化観光の拠点である国立文化施設の機能を充実・強化。 | | | |

5 厚生労働省

【参考・出典】財務省「令和5年度社会保障関係予算のポイント」

https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2023/seifuan2023/index.html

1. 令和5年度社会保障関係費の全体像

令和5年度の社会保障関係費は、前年度（36.3兆円程度）から+6,200億円程度の36.9兆円程度となった。経済・物価動向等を踏まえつつ、社会保障関係費の実質的な伸びを高齢化による増加分におさめる方針を達成した（年金スライド分を除く高齢化による増は+4,100億円程度、年金スライド分の増は+2,200億円程度）。

2. 令和5年度薬価改定

令和5年度薬価改定について、令和4年薬価調査に基づき、以下のとおり実施する。改定の対象範囲については、国民負担軽減の観点から、平均乖離率7.0%の0.625倍（乖離率4.375%）を超える品目を対象とする。

急激な原材料費の高騰、安定供給問題に対応するため、不採算品再算定について臨時・特例的に全品を対象に適用するとともに、イノベーションに配慮する観点から、新薬創出等加算の加算額を臨時・特例的に増額し、従前の薬価と遜色ない水準とする対応を行う。

これらにより、薬剤費の削減▲3,100億円（国費▲722億円）を実現する。

3. 生活保護制度等

(1) 生活扶助基準の検証等

○ **生活保護費等負担金** 28,301億円（4年度：28,415億円）

－ 生活扶助基準について、厚生労働省の審議会における検証を適切に反映することを基本としつつ、見直しを行う。

➤ 足もとの社会経済情勢等も踏まえ、令和5、6年度については、臨時・特例の措置として、①世帯人員一人当たり月額千円を加算するとともに、②加算を行ってもなお現行の基準額から減額となる世帯について、現行の基準額を保障する措置を講ずる。（令和5年10月～実施。財政影響は5年度60億円程度、6年度130億円程度）

➤ 令和7年度以降、特例が終了した後の生活扶助基準については、今後の社会経済情勢等の動向を見極めて必要な対応を行うため、令和7年度予算の編成過程において、改めて検討。

※ その際、検証結果を適切に反映することとした上で、これまでの基準見直しにおける配慮を参考にしつつ、その時々々の社会経済情勢等を勘案して設定。

－ 医療扶助の適正化に向け、多剤服薬者に対する医薬品の適正使用に係る取組を強化する。具体的には、レセプトから多剤服薬が疑われる者を抽出し、薬剤師等に協議を行った上で、指導対象者及び医療機関等への訪問指導等を行う体制を構築する。

(2) 生活保護制度・生活困窮者自立支援制度の見直し

○ 生活困窮者等の自立支援の強化 545 億円（4年度：594 億円）

＜一部デジタル庁計上分を含む＞

- － 生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者に対する包括的な相談支援や就労支援等を実施。
- － とりわけ、就労をはじめとする自立の前提である「住まい」の確保に困難を抱える方への対応を強化する。具体的には、「住居確保給付金」については、コロナ禍における特例的な対応を一部恒久化するとともに、自立支援機能の強化等が図られるよう見直しを行う。また、「地域居住支援事業」を拡充し、住まいの見守り支援や住まい確保の支援等を行う。

4. 雇用保険制度等

- 雇用保険制度については、今後、雇用情勢が悪化した場合にも十分な対応を図ることができるよう、財政基盤を早期に安定させることが不可欠であり、雇用調整助成金について特例措置の段階的な縮減を経て通常制度とするとともに、令和5年度の失業等給付の雇用保険料率は、法定されている通り、本則 0.8%（現行 0.6%、労使折半）とする。

5. こども・子育て支援の充実

(1) こども家庭庁予算

令和5年4月にこども家庭庁を創設し、こどもの視点に立って、こども政策を総合的に推進するために必要な予算を措置。

○ 令和5年度こども家庭庁予算（一般会計・年金特別会計）

48,104 億円（+1,233 億円、令和4年度：46,871 億円）

（主な増額要因）

- ・ 出産・子育て応援交付金の継続実施 +370 億円
- ・ 保育士・幼稚園教諭等の処遇改善（人事院勧告に伴う処遇改善（+2.1%）、+3%程度の処遇改善（月額9千円）の満年度化） +564 億円
- ・ 保育所等の受け皿整備に伴う利用児童数増（1.7万人）や放課後児童クラブの受け皿整備に伴う登録児童数増（2.4万人）等 +554 億円

（参考）上記のほか、育児休業給付（労働保険特別会計）

7,625 億円（+325 億円、令和4年度：7,300 億円）

(2) こども・子育て支援分野の取り組み

- ① **妊娠期から子育て期の包括的な切れ目のない支援** 493 億円 (4 年度 : 115 億円)
- 出産・子育て応援交付金の継続実施 370 億円
 - － 妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と、妊娠届出・出生届出を行った妊婦等に対する経済的支援(計 10 万円相当)を一体として実施する事業について、令和 5 年度下半期に必要な予算を計上するととともに、その事業費が満年度化する令和 6 年度以降において継続実施するための安定財源の確保について早急に検討を行い、結論を得る。
 - 産後ケア事業の利用料減免等による母子保健対策の推進
122 億円の内数(4 年度 : 115 億円の内数)
 - － 所得の如何に関わらず、全ての産婦を対象にした産後ケア事業の利用料の減免(2,500 円/日(平均利用料の半額)、最大 5 日)を導入する。
 - － 低所得(住民税非課税世帯)の妊婦に対して、初回の産科受診料の助成を支援する。(新規)
- ② **総合的な子育て支援** 34,130 億円 (4 年度 : 33,503 億円)
- 保育士・幼稚園教諭の処遇改善、保育所等の受け皿整備等
15,966 億円 (4 年度 : 14,988 億円)
 - － 人事院勧告に伴う処遇改善(+2.1%)、+3%程度の処遇改善(月額 9 千円)の満年度化
 - － 保育所等の受け皿整備に伴う利用児童数増(1.7 万人)
 - － 現場の保育士の負担軽減を図るため、比較的規模の大きな保育所について、25:1 の配置が実現可能となるよう、チーム保育推進加算を充実し、2 人までの加配を可能とする。
 - 保育体制の強化・多様な保育の充実 457 億円の内数(4 年度 : 453 億円の内数)
 - － 登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など多くの人の目が必要な時間帯における支援員の配置を充実する。(新規)
 - － 保育所の空き定員等を活用し、未就園児を定期的に預かるためのモデル事業を実施する。(新規)
- ③ **未就園児等全戸訪問・アウトリーチ支援事業**
212 億円の内数(4 年度 : 206 億円の内数)
- － 未就園児家庭の訪問に際して、児童・家庭の困りごとを把握し、保育所や障害児支援など利用に関する申請手続き等のサポート等を行う支援を拡充する。
- ④ **地域におけるいじめ防止対策の体制構築の推進** 2 億円(新規)
- － 自治体の首長部局において、学校外からのアプローチにより、いじめの相談から解決まで取り組む手法等の開発・実証を行う。(新規)

6. その他各歳出分野における取組

各歳出分野において、メリハリ付けを行いつつ、必要な予算を措置。

(1) 医療

① ドクターヘリの導入促進、ドクターカーの活用促進

87 億円（4 年度：76 億円）

- － 1 県での新規導入等を含むドクターヘリの運行に必要な経費を確保するとともに、ドクターカーの活用促進に向けた検討を行う。

② オンライン資格確認に関する加算の特例 31 億円（新規）

- － オンライン資格確認の導入・普及の徹底の観点から、令和 5 年 12 月末までの間、初診時・調剤時における追加的な加算、再診時における加算を設定するとともに、加算に係るオンライン請求の要件を緩和。

③ 医薬品の安定供給問題を踏まえた処方、調剤等の特例 32 億円（新規）

- － 医薬品の供給が不安定な中、患者への適切な薬剤処方の実施や薬局の地域における協力促進等の観点から、令和 5 年 12 月末までの間、一般名処方や薬局の地域支援体制に係る加算等について上乗せ措置を実施。

④ 国民健康保険の保険者努力支援制度（事業費分・事業費連動分）

300 億円※（4 年度：500 億円）

- － 令和 4 年度予算執行調査の結果に基づき、執行実績等を踏まえ、予算を縮減。
※ このほか、財政安定化基金（特例基金）の財政基盤強化分 80 億円を活用し、財政規模の総額は 380 億円（対前年度▲120 億円）となる。

(2) 介護

① 介護職員の働く環境改善

9.5 億円 + 137 億円※の内数（4 年度：8.7 億円 + 137 億円※の内数）

※地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）

- － 「介護職員の働く環境改善に向けた政策パッケージ」（全世代型社会保障構築本部）を踏まえ、以下の取組等を推進。
 - ・生産性向上に資する様々な支援メニューを一括して、適切な支援につなぐワンストップ型の総合相談センター（仮称）を都道府県に設置（新規）
 - ・課題に対応した介護ロボット・ICT 機器の導入モデルを紹介するとともに、上記の総合相談センターと連携して伴走支援を実施（支援メニューを拡充）
 - ・介護サービス事業者の財務状況や処遇改善状況の見える化を進め、経営改善を促進（新規）

② **認知症関連施策の推進** 128 億円（4 年度：127 億円）

＜一部科学技術振興費における対応＞

- － 認知症の人への支援や認知症理解のための普及啓発、認知症医療拠点の整備、認知症研究の推進等を実施するとともに、認知症地域支援推進員による認知症の人とその家族への一体的支援を推進。

③ **地域支援事業の推進等** 1,934 億円（4 年度：1,929 億円）

- － 地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、認知症の人への支援の仕組みづくり、在宅医療と介護の連携等を一体的に推進。

※ 一部②と重複。

- － 市町村における地域包括ケアの推進を図るため、有識者等による現地での研修や伴走的支援を実施。

④ **インセンティブ交付金（保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金）** 350 億円（4 年度：400 億円）

- － 保険者機能強化推進交付金については高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた取組全般を支援することとしつつ、介護保険保険者努力支援交付金により介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に支援することとされているが、実際には評価指標や配分基準が重複していたため、令和5年度予算において一部を整理。さらに、行政事業レビューにおいて、評価指標の見直し等の必要性を指摘されており、対応予定。

⑤ **地域医療介護総合確保基金（介護分）**

734 億円（公費）（4 年度：824 億円（公費））

- － 都道府県に造成された基金の残高が積み上がっている状況（3 年度末時点で施設整備分として 919 億円（国費ベース））を踏まえ、当該基金残高の活用を図ることとし、国から繰り入れる予算を縮減。

(3) 年金

○ **年金国庫負担** 125,615 億円（4 年度：122,406 億円）

- － 基礎年金国庫負担（2 分の 1）等について措置。
- － 足もとの物価等の状況を勘案し、令和5年度の年金額改定率を
 - ・新規裁定者（67 歳以下の者）は 2.2%
 - ・既裁定者（68 歳以上の者）は 1.9%

と見込んで計上。

※ 令和5年度の実際の改定率は、令和4年の消費者物価指数が公表される令和5年1月中旬に確定。

(4) 障害者支援等

- **地域生活支援事業等** 507 億円（4年度：506 億円）
 - － 地方公共団体において、意思疎通支援などの障害者の地域生活を支援する事業について、入院者訪問支援事業の創設などの充実を行いつつ、地域の特性や利用者の状況に応じて実施。

(5) 労働・雇用環境の充実

- ① **人への投資「5年1兆円」施策パッケージ** 1,510 億円（4年度：1,019 億円）
 - － 賃上げを伴う企業間・産業間の労働移動円滑化、主体的に学び直しを行う在職者や求職者等への直接支援、労働者のリスキリングへの支援等の施策をさらに充実・強化。【労働保険特別会計】
 - 賃金上昇を伴う労働移動の円滑化 680 億円
 - ※ キャリアアップ助成金：268 億円
 - 特定求職者雇用開発助成金：155 億円
 - 産業雇用安定助成金（事業再構築支援コース）：89 億円
 - 労働移動支援助成金：167 億円 等
 - 個人の主体的な学び直し支援 229 億円
 - ※ 専門実践教育訓練給付の充実：117 億円
 - 公的職業訓練のデジタル分野への重点化：84 億円
 - キャリア形成・学び直し支援センター（仮称）の整備：22 億円 等
 - 労働者のリスキリング支援等 600 億円
 - ※ 人材開発支援助成金：505 億円
 - 産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）：93 億円 等
 - ※ これまでの予算措置額（3年度補正～5年度当初）は計4,500 億円程度（他省庁所管を含む）。
 - ※ さらに、来年6月までに官民で策定する「労働移動円滑化に向けた指針」を受け、追加的に必要となる施策を具体化。

② **生産性向上、賃金引上げのための支援** 10 億円（4年度：12 億円）

＜中小企業対策費における対応＞

- － 最低賃金引上げに向けた生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者を支援。

③ **新規学卒者等への支援の重点化（一般会計・労働保険特別会計）**

86 億円（4年度：90 億円）

＜一部その他の事項経費における対応＞

- － ハローワーク等における新規学卒者等への就職支援について、支援実績等を踏まえ全体を効率化した上で、家庭・経済環境の問題や心身の不調といった課題を抱える学生への個別支援に重点化。

(6) 水道施設の耐災害性強化等の推進 372 億円 (4年度: 387 億円)

＜一部公共事業関係費における対応＞

- － 執行状況を踏まえて予算規模の適正化を図った上で、災害時等においても安定的に安全な給水を確保するため水道施設の耐災害性強化を推進するとともに、水道事業体の運営基盤強化を図るため広域化への取組等を支援。

(7) その他

① 重層的支援体制整備事業の実施 352 億円 (4年度: 261 億円)

- － 市町村による属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業の実施を促進するほか、都道府県による市町村への後方支援、国による人材養成研修等を実施。

② 困難な問題を抱える女性への支援 23 億円 (4年度: 22 億円)

- － 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行(令和6年4月)に向けた都道府県基本計画等の作成支援や、現場で支援に携わる相談員の職務等に応じた処遇改善を実施。

③ 自殺総合対策の推進 37 億円 (4年度: 36 億円)

＜一部その他の事項経費における対応＞

- － 地域の実情に応じ地方公共団体や民間団体が実施する SNS 等の相談対応やゲートキーパーの養成等の取組を支援するとともに、指定調査研究等法人において自殺未遂者レジストリ制度を構築。

④ 「全ゲノム解析等実行計画 2022」の推進

205 億円の内数 (4年度: 191 億円の内数)

＜科学技術振興費における対応＞

- － 本年9月に策定された「全ゲノム解析等実行計画 2022」を着実に推進するため、がん・難病患者の全ゲノム解析等を実施するとともに、それによって得られたデータを活用した創薬・治療法の開発が進められるよう、情報基盤を構築。

7. 全世代型社会保障の実現等

全世代型社会保障構築会議において報告書がとりまとめられ、また、同本部において、これに基づき全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築に向けて取り組むこととされた。このほか、同本部に示された「費用の継続的な見える化」や「改革工程表 2022」等に沿って、以下の項目を中心に全世代型社会保障の実現等に向けて進めていく。

(1) こども・子育て

- 全世代型社会保障構築会議の報告書に記載された、こども・子育て支援分野の充実において取り組むべき課題について、今後の改革の工程に沿って、早急に具体化を進める。
 - ・妊娠時から寄り添う「伴走型相談支援」と経済的支援の充実（0～2歳児の支援拡充）
 - ・全ての希望者が、産前・産後ケアや一時預かりなどを利用できる環境の整備
 - ・出産育児一時金の大幅な増額
 - ・不妊治療等に関する支援
 - ・保育の枠を確保できる入所予約システムの構築
 - ・子育て期の長時間労働の是正、柔軟な働き方の促進
 - ・育児休業取得の一層の促進と時短勤務を選択する際の支援
 - ・非正規雇用労働者の処遇改善と短時間労働者への更なる支援
 - ・育児休業給付の対象外である方々への支援
 - ・こども・子育て支援の充実を支える安定的な財源について、企業を含め社会全体で連帯し、公平な立場で、広く負担し、支える仕組みの検討
 - ・0～2歳児に焦点を当てた切れ目のない包括的支援の早期構築後の課題として、児童手当の拡充などについて恒久的な財源とあわせて検討

(2) 医療

- 出産育児一時金を令和5年度から50万円に上げるとともに、現役世代・後期高齢者の保険料負担額に基づいて、後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みを、令和6年度から導入する。また、国費による支援措置（76億円）を令和5年度限りとして設ける。
- 後期高齢者の保険料負担と現役世代の支援金について、一人当たりの伸び率が均衡するよう、後期高齢者医療制度の保険料負担の在り方を見直す。
- 被用者保険者間の格差是正の観点から、前期高齢者の財政調整に「報酬水準に応じた調整」を加える。
- 今般の医療保険制度改革に際し、後期高齢者の保険料負担の激変緩和策として、出産育児一時金に対する後期高齢者医療制度からの支援について、対象額は、令和6・7年度は出産育児一時金全体（公費を除く。）の2分の1とし、令和8年度からは出産育児一時金全体とする。併せて、特例的な保険料算定を行い、①施行後1年以内に新たに75歳に到達する方を除き、賦課限度額を2年かけて段階的に引き上げ（令和6年度73万円、令和7年度80万円）、②年収211万円相当以下の所得層について、令和6年度は制度改正分を軽減した所得割とし、令和7年度は制度改正分を含む所得割とする。

- 今般の医療保険制度改革に際し、他の制度における企業負担を勘案して、令和6年度から特例的に、健康保険組合への支援を430億円追加する。そのうち、230億円は企業の賃上げ努力に配慮した納付金負担軽減補助に、100億円は健康保険組合連合会が実施する高額医療交付金事業に対する財政支援の制度化に、100億円は特別負担調整への国費充当の拡大に、それぞれ充てることとする。
- かかりつけ医機能を発揮するための制度整備を行い、国民・患者から見て、一人ひとりが受ける医療サービスの質の向上につなげる。

(3) 介護

- 1号保険料について、国の定める標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等について検討を行い、具体的な段階数、乗率、公費と保険料多段階化の役割分担等について、次期計画に向けた保険者の準備期間等を確保するため、早急に結論を得る。
- 利用者負担が2割となる「一定以上所得」の判断基準の見直しについて、後期高齢者医療制度との関係や介護サービスは長期間利用されること等を踏まえて検討を行い、遅くとも来年夏までに結論を得る。
- 介護老人保健施設及び介護医療院の多床室の室料負担の導入について、在宅との負担の公平性、各施設の機能や利用実態等を踏まえつつ、介護給付費分科会において介護報酬の設定等も含めた検討を行い、次期計画に向けて結論を得る。
- ケアマネジメントに関する給付の在り方については、利用者やケアマネジメントに与える影響、他サービスとの均衡等を踏まえ包括的に検討し、第10期計画期間の開始までに結論を得る。
- 軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方については、現在の総合事業に関する評価・分析等を踏まえ包括的に検討し、第10期計画期間の開始までに結論を得る。
- 介護事業所・施設の経営実態等について、事業報告書等のアップロードも含めた届出・公表を義務化する。また、一人当たりの賃金等についても公表の対象への追加を検討する。さらに、正確な収益状況等を把握できるよう経営状況を詳細に把握・分析できるデータベースを整備するため、必要な法制上の措置を講ずる。

6 農林水産省

【参考・出典】財務省「令和5年度農林水産関係予算のポイント」

https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2023/seifuan2023/index.html

1. 食料安全保障の強化

- 食料安全保障の強化に向け、安定的な輸入と適切な備蓄を組み合わせつつ、水田の畑地化支援により収益性の高い野菜や国内で自給できていない麦・大豆など畑作物の生産を推進するとともに、海外に依存した肥料・飼料などの国内生産を推進。

【主な施策内容】

- ・ 畑地化による野菜や麦・大豆など畑作物の本作化
- ・ 輸入に依存した加工・業務用野菜の生産拡大
- ・ 化学肥料など生産資材の使用低減
- ・ 肥料の国内資源利用拡大や肥料原料の備蓄
- ・ 飼料の生産・利用拡大、安定供給確保
- ・ 米粉の利用拡大
- ・ 食品事業者における原材料の調達安定化
- ・ 燃油・資材の森林由来資源への転換
- ・ 養殖業における飼料原材料の転換

| | | |
|-------------------|--------|-------------------|
| | 令和4年度 | 令和5年度 |
| ○ 食料安全保障の強化に向けた対策 | 247 億円 | ⇒ 283 億円 (+14.7%) |
| | | ※4年度補正 1,642 億円 |

(参考) 水田の「畑地化」

野菜・麦・大豆などの転換作物は、水田作に比べ、畑作の方が単収が多く、生産コストが低い。また、水田の「畑地化」は、水稲と畑作物のローテーションによる営農が可能となる「汎用化」よりも、一般的には、基盤整備後の維持・管理、改修等が低コスト。「畑地化」は「水田活用の直接支払交付金」の対象外となることもあり、基盤整備事業の実績は僅少である一方、「汎用化」された水田は全体の約46%で、その約3分の1は転作に活用されていない可能性。

2. 米の需給安定と水田の畑地化による畑作物の生産の推進

- 主食用米の需要が減少するなか、補助金によって飼料用米などへの転作を毎年繰り返している状況から脱却し、野菜や麦・大豆など、需要のある畑作物の生産へのシフトを進める観点から、水田を畑地化して野菜や麦・大豆など畑作物の生産に取り組む農業者を支援（畑作物の定着までの一定期間の支援や、土地改良区の地区除外決済金の支援等）。

また、飼料用米について、主食用米との所得差が乖離し、作付面積・生産量が2030年目標を超過していること等を踏まえ、多収品種の作付を促し生産性向上を図るため、令和6年産から一般品種の支援単価を段階的に引き下げるとともに、飼料用米の3年契約による作付が定着しているため、3年契約の支援単価の加算措置を廃止する見直しを実施。

| | 令和4年度 | ⇒ | 令和5年度 | |
|---------------------------------|---------|---|---------|---------|
| ○ 水田活用の直接支払交付金等 うち畑地化促進助成(※) | 3,050億円 | | 2,940億円 | (▲3.6%) |
| ○ コメ新市場開拓等促進事業 | — | | 22億円 | |
| | | | 110億円 | (皆増) |
| | | | (4年度補正) | |
| ○ 畑地化促進事業(※) | | | 250億円 | |

3. 農業農村整備事業等による水田の畑地化の推進

— 生産性・収益性等の向上に向けて、農業農村整備事業等による水田の畑地化を推進するためのインセンティブ措置を強化(これまでの野菜等の高収益作物のほか、麦・大豆・トウモロコシ等の作付を増加させた場合についても、事業費の農家負担を軽減等)。

| | 令和4年度 | ⇒ | 令和5年度 | |
|---------------------------------------|---------|---|---------|---------|
| ○ 農業農村整備事業関係 うち畑地化・畑地の高機能化等の推進分(※) | 4,453億円 | | 4,457億円 | (+0.1%) |
| | | | 150億円 | |
| | | | (4年度補正) | |
| ○ 農業農村整備事業関係 うち畑地化・畑地の高機能化等の推進分(※) | | | 1,677億円 | |
| | | | 400億円 | |

・ 上記(※)については、「1 食料安全保障の強化」の「畑地化による野菜や麦・大豆など畑作物の本作化」に含まれる。

4. 畜産・酪農の安定的な経営の推進

— 飼料価格の高騰等による畜産・酪農の生産費の上昇を踏まえ、配合飼料価格の高騰の影響緩和対策や、生乳の生産費上昇の適正な価格転嫁に向けた需給ギャップ解消への支援、さらには加工原料乳生産者補給金の単価引上げなどの実施により、畜産・酪農の安定的な経営を推進。

| | 令和4年度 | ⇒ | 令和5年度 | |
|----------------|-------|---|------------|---------|
| ○ 加工原料乳生産者補給金 | 313億円 | | 331億円 | (+5.8%) |
| | | | ※4年度補正64億円 | |
| | | | (4年度補正) | |
| ○ 配合飼料価格高騰緊急対策 | | | 103億円 | |
| ○ 生乳需給改善対策 | | | 57億円 | |

5. 農林水産物輸出の拡大

— 円安も活かし、農林水産物・食品の輸出額を2025年に2兆円とする目標を前倒して達成するとともに、2030年に5兆円とする目標を達成できるよう、生産者・事業者の所得向上効果を把握しつつ、「農林水産物・食品輸出促進団体」を中核とした品目ごとの売り込み強化や、海外における品種登録支援や知的財産の保護・活用を行う「育成者権管理機関」の設立などの施策を実施。

| | 令和4年度 | ⇒ | 令和5年度 | |
|--------------------|-------|---|-------------|---------|
| ○ 農林水産物輸出の拡大に向けた支援 | 108億円 | | 109億円 | (+0.8%) |
| | | | ※4年度補正426億円 | |

6. 中山間地域等の課題への対応

— 予算の執行状況や所要見込額等を反映しつつ、高齢化や人口減少による中山間地域等の機能低下、荒廃農地の増大等の課題に対応。

| | 令和4年度 | ⇒ | 令和5年度 | |
|-----------------|-------|---|-------|------------------------|
| ○ 農山漁村振興交付金 | 98億円 | ⇒ | 91億円 | (▲7.0%) ※4年度補正 14億円 |
| ○ 中山間地域等直接支払交付金 | 261億円 | ⇒ | 261億円 | (±0.0%) |
| ○ 多面的機能支払交付金 | 487億円 | ⇒ | 487億円 | (▲0.1%) |

7. 林業・木材産業の持続的成長の推進

— 林業の持続的発展や、外国産木材価格の高騰等に対応するため、森林資源の適正な管理や国産材供給体制の強化を推進。

| | 令和4年度 | ⇒ | 令和5年度 | |
|--------------------------|---------|---|---------|-------------------|
| ○ 森林整備事業 | 1,247億円 | ⇒ | 1,252億円 | (+0.4%) |
| ○ 林業・木材産業循環成長対策 | 77億円 | ⇒ | 72億円 | (▲6.6%) (組替え後) |
| ○ 国内森林資源活用・木材産業国際競争力強化対策 | | | 499億円 | (4年度補正) |

8. 水産業の基盤強化の推進

— 不漁問題、燃油価格高騰等に対応する観点から、資源管理に取り組む漁業者に対する経営安定対策等を着実に実施するとともに、水産業の成長産業化等に向けて、収益性向上に必要な漁船・漁具等のリース方式による導入等を支援。

| | 令和4年度 | ⇒ | 令和5年度 | |
|--------------------|-------|---|-------|-------------------------|
| ○ 漁業収入安定対策事業 | 202億円 | ⇒ | 202億円 | (±0.0%) ※4年度補正 380億円 |
| ○ 漁業経営セーフティネット構築事業 | 18億円 | ⇒ | 18億円 | (±0.0%) ※4年度補正 330億円 |
| ○ 水産業成長産業化沿岸地域創出事業 | 25億円 | ⇒ | 30億円 | (+17.8%) |
| ○ 資源調査船建造費等 | 18億円 | ⇒ | — | (皆減) |

7 経済産業省

【参考・出典】財務省「令和5年度予算のポイント 経済産業、環境、司法・警察係予算」

https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2023/seifuan2023/index.html

1. 科学技術関係予算

(新産業創出につながる先導的な研究開発)

- 新産業・革新技术創出に向けた先導研究プログラム 19.2 億円 (9.1 億円)
革新的でハイリスク・ハイインパクトな技術シーズの原石や多様な課題解決策を発掘・育成するため、社会実装を見据えた先導研究を実施。

(サイバーセキュリティの強靱化等)

- 産業サイバーセキュリティ強靱化事業 23.5 億円 (新規)
模擬プラントによる演習を通じたサイバーセキュリティの中核となる人材育成や、制御システムの事故原因の究明を行うための体制整備などを実施。
- 産業DXのためのデジタルインフラ整備事業 24.0 億円 (22.0 億円)
自律移動ロボットやスマートビルに係るデータ連携等、サイバー空間とフィジカル空間を連携させるための「アーキテクチャ」の規格に関する開発や検証を行う。

2. 中小企業対策予算

- 中小企業取引対策事業 23.7 億円 (21.3 億円)
取引適正化を推進するため、「下請かけこみ寺」による事業者からの相談対応や下請代金法の執行に加え、下請事業者の価格交渉・転嫁等の実態を調査する下請Gメン(取引調査員)の増員により監督体制を強化。
- 成長型中小企業等研究開発支援事業 132.9 億円 (104.9 億円)
中小企業が産学官連携により行う高度なものづくり基盤技術及びサービスモデルの研究開発等に対して費用の補助を実施(中小企業の場合補助率2/3・補助上限額9,750万円(3年間))。
- 中小企業活性化・事業承継総合支援事業 157.0 億円 (157.7 億円)
全国の「中小企業活性化協議会」における事業再生計画の策定支援や、「事業承継・引継ぎ支援センター」における計画の策定支援・M&Aのマッチング支援等を実施。
- 小規模事業対策推進等事業 53.9 億円 (53.3 億円)
商工会・商工会議所による小規模事業者に対する経営指導等の伴走型支援や、制度改正に対応するための専門家派遣による支援等を実施。
- 資金繰り支援 211.6 億円 (226.1 億円)
[参考：財務省計上分] 604.1 億円 (606.1 億円)
日本政策金融公庫による低利融資や信用保証協会による債務保証等を通じて、中小企業の資金繰りを支援。

3. 燃料安定供給対策(石油石炭税財源)

- 次世代燃料安定供給のためのトランジション促進事業 66.0 億円 (75.0 億円)
 次世代燃料(非化石)の製造・安定供給の確保のための環境整備や、自然災害に対する製油所の強靱化等を支援。また、カーボンニュートラル社会に対応した製油所等の事業再構築を促進。

4. エネルギー需給構造高度化対策(石油石炭税財源)

- 先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金 260.6 億円 (253.2 億円)
 工場・事業場における先進的な省エネ設備等の導入を支援。
 (注) 省エネ設備更新の補助金の強化 【R4②補正】 500.0 億円
- カーボンリサイクル・次世代火力発電の技術開発事業 176.0 億円 (169.5 億円)
 火力発電の高効率化・低炭素化に向けたアンモニア混焼等の技術開発のほか、火力発電所等から回収した二酸化炭素を再利用するためのカーボンリサイクル技術開発を実施。

5. GX対策等(GX経済移行債発行対象経費)

- グリーンイノベーション基金 4,564.0 億円 (一)
 企業の社会実装投資のコミット等を条件に、革新的技術の早期確立・社会実装を図る取組に対し支援。
 (注) グリーンイノベーション基金 【R4②補正】 3,000.0 億円
- クリーンエネルギー自動車導入促進補助金 199.8 億円 (一)
 クリーンエネルギー自動車の市場確立に向けて、電気自動車(EV)やプラグインハイブリッド自動車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)等の車両購入費用の一部を補助(最大85万円(電気自動車))。
 (注) クリーンエネルギー自動車導入促進補助金 【R4②補正】 700.0 億円
- 次世代革新炉の実証炉に係る研究開発支援 123.4 億円 (新規)
 高速炉・高温ガス炉において必要となる要素技術開発等を行い、技術基盤の整備を進める。

8 国土交通省

【参考・出典】財務省「令和5年度国土交通省・公共事業関係予算のポイント」

https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2023/seifuan2023/index.html

1. 防災・減災・国土強靱化の推進

(1) 防災・減災、国土強靱化に資するインフラ整備の着実な推進

① 老朽化対策への重点化

老朽化対策

6,701億円 ⇒ 6,817億円(+116億円、+1.7%)

うち道路メンテナンス事業費補助

2,234億円 ⇒ 2,245億円(+11億円、+0.5%)

うち河川メンテナンス事業費補助等

151億円 ⇒ 158億円(+7億円、+4.6%)

- ・ 既存ストックを最大限活用し、将来の更新費用の低減を図るため、新技術等も活用しつつ事後保全から予防保全への移行に向けて老朽化対策に重点化。
- ・ 道路メンテナンス事業費補助においては、自治体におけるライフサイクルコストを意識した老朽化対策及び新技術を活用した効率化等を推進するため、長寿命化修繕計画において「集約・撤去や新技術等の活用に関する短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果」を定めることを補助の要件化。

② 社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金の重点配分の強化

a. 重要政策課題に対する重点配分の強化

- ・ 新技術を活用したインフラメンテナンス、ハード・ソフト一体となった防災・減災対策や、地域公共交通ネットワークの再構築など、分野横断的に対応すべき重要政策課題に意欲的に取り組む整備計画に対する交付金の重点配分を強化。

b. 道路整備事業

- ・ 地域が策定する交通・まちづくり等に関する計画に位置付けられた自動運転関連施設やBRT等の公共交通の走行環境整備について、新たに重点配分対象化。
- ・ 社会資本整備総合交付金（ストック効果を高めるアクセス道路の整備）、防災・安全交付金（国土強靱化地域計画に基づく事業）について、長寿命化修繕計画（個別施設計画（橋梁））が未策定の地方公共団体は重点配分の対象外とする。

c. 海岸事業

- ・ 砂浜の保全・再生に向けて、総合的な土砂管理の観点から、気候変動等の予測を踏まえた砂浜管理への転換や、事業間の連携による効率的な侵食被害対策を推進するため、「関係機関と連携し、河川、ダム、港湾、漁港等から発生する土砂を有効活用することが社会資本総合整備計画（又は農山漁村地域整備計画）に示されていること」を要件に、交付金の重点配分を実施。

(2) ハード・ソフト一体となった防災・減災対策の推進

① 流域治水の推進（特定都市河川の指定の促進）

40億円 ⇒ 73億円(+ 34億円、 +84.1%)

- ・ 土地の利用規制を含む流域治水対策の実行ツールである特定都市河川の指定を通じて総合的な治水対策を加速させるため、指定地域を対象とする事業を重点的に支援。

② 治水分野におけるデジタル技術の活用

68億円 ⇒ 71億円(+ 3億円、 +5.1%)

- ・ 流域情報等のオープンデータの拡充、サイバー空間上の実証実験基盤の整備等による水害リスク情報の充実や洪水予測の高度化などの取組を推進。

③ 気象庁における線状降水帯の予測精度向上等に向けた取組の強化等

132億円 ⇒ 142億円(+ 10億円、 +7.2%)

(参考)令和4年度第2次補正予算(デジタル庁込み) 664億円

- ・ 近年頻発する線状降水帯の予測精度向上等を着実に推進するため、大気の高次元観測機能などの最新技術を導入した次期静止気象衛星の製造に着手するとともに、気象庁スーパーコンピュータ等を強化。

④ 国土交通データプラットフォームを活用した防災・減災の取組

1億円 ⇒ 1億円(+ 0億円、 +1.2%)

(参考)令和4年度第2次補正予算 1億円

(※) デジタル庁一括計上分を含む。

- ・ BIM/CIM (※) 等データや官民が保有する様々なデジタルデータを連携し、一元的に検索・表示・ダウンロードを可能とするプラットフォームの整備を推進し、当該プラットフォームから得られるデータについて、防災シミュレーションや効率的な維持管理の取組への活用を図る。

(※) 事業の計画、調査、設計段階から3次元モデルを導入し、その後の施工、維持管理の各段階においてもこれを活用することで、事業全体にわたる関係者間の情報共有を容易にし、一連の建設生産・管理システムの効率化・高度化を図る取組。

⑤ 地方整備局等の執行体制の強化

23,653人 ⇒ 23,753人 (+100人)

- ・ 大規模自然災害からの復旧・復興や自然災害発生時におけるTEC-FORCEの被災自治体への派遣に加え、地域の防災・減災、国土強靱化の取組の推進を図る観点から、地方整備局等の人員を増員し体制を強化。

2. 生産性向上・建築DXの推進

(1) 国際コンテナ戦略港湾等の機能強化

545億円 ⇒ 574億円 (+ 29億円、 +5.3%)

- 国際コンテナ戦略港湾(京浜港・阪神港)に寄港する国際基幹航路の維持・拡大を図り、我が国立地企業のサプライチェーンを安定化すること等を通じて、我が国産業の国際競争力を強化するため、
 - 船舶の大型化に対応したコンテナターミナルの整備等を集中的に実施するとともに、
 - AIの活用等による港湾業務の自動化・省力化や物流手続の電子化を通じて、港湾物流における生産性向上を促進。

(2) 高速道路における自動運転普及や脱炭素化の推進【新規】

0.01億円(皆増)

- 高速道路内における自動運転の普及や脱炭素化の推進のため、自動運転車両拠点施設やEV充電施設など、利用者利便の向上や物流生産性向上などに資する機能高度化施設と一体となって整備される駐車施設(「特定駐車場施設」)の整備を支援。

(3) 整備新幹線の着実な整備

① 整備新幹線の着実な整備

804億円 ⇒ 804億円(± 0億円、 ±0.0%)

- 北海道新幹線(新函館北斗・札幌間)における、着工以降の予期せぬ自然条件への対応や、関係法令改正等への対応に伴う事業費の増加への対応を含め、整備を着実に推進するための所要額を計上。

② 北陸新幹線事業推進調査

12億円(皆増)

- 北陸新幹線(敦賀・新大阪間)について、従来、工事実施計画の認可後に行っていた調査も含め、施工上の課題を解決するための調査を先行的・集中的に実施するための所要額を計上。

(4) BIMの活用促進・ICT施工の推進

3億円 ⇒ 6億円(+ 2億円、 +73.7%)

(参考)令和4年度第2次補正予算 83億円

- 建築生産プロセスの効率化や建築物の質の向上に資する建築BIMの社会実装を加速化するため、中小事業者等が建築BIMを活用する建築プロジェクトへの支援を行い、あわせて建築BIMによる建築確認を可能とする環境整備等を進める。
- BIM/CIM等の3次元モデルを活用した建設工事に係るデータを受発注者で情報共有し業務効率化・高度化を図るための、情報通信システム環境の整備や、BIM/CIM等3次元データに対応した人材育成のための環境整備を進める。
また、大手企業だけではなく、中小の建設業にもICT施工を普及拡大させるため、ICT施工技術者の育成を推進するとともに、ICT施工に必要な機器・機械を認定し、積極的な導入を支援する。

(5) 下水汚泥の肥料活用

37億円の内数等

(参考)令和4年度第2次補正予算

30億円

- 肥料の国産化・安定供給を図るべく、地方公共団体による下水汚泥のコンポスト化施設の整備や肥料利用促進のための案件形成を支援するとともに、汚泥処理プロセスからのリン回収等に関する実証事業を行う。

(6) まちづくりや防災に資する地籍調査への民間測量成果の活用

1億円 ⇒ 1億円 (Δ 0億円、 Δ0.7%)

- まちづくりや防災に資する地籍調査を更に加速するため、同調査の実施主体である自治体が、民間の開発事業に伴う既存の測量成果等を活用するための補助制度において、地籍調査として申請するために要する調査等の費用への定額補助を追加。

(7) 適正な工期設定等による働き方改革の推進

0.4億円 ⇒ 0.4億円 (Δ 0.0億円、 Δ7.1%)

- 令和6年4月から建設業に適用される罰則付き時間外労働規制も見据え、適正な工期設定と合わせ、特に中小建設業における生産性向上の課題等について更なる調査・検討を行い、引き続き生産性向上について事例集の作成等による横展開を図る。

3. ポスト・コロナに向けた対応

(1) 地域公共交通ネットワークの再構築

① 地域公共交通再構築事業【新規】

社会資本整備総合交付金

(地域公共交通再構築事業、都市・地域交通戦略推進事業)

5,492億円の内数

先進車両導入支援等事業

17億円(皆増)

(※) 先進車両導入支援等事業のうち、2億円は観光庁計上分。

- 地域づくりの一環として、持続可能性・利便性・効率性の高い「地域公共交通ネットワーク」の再構築に必要なインフラ整備に取り組む地方自治体への支援を可能とするため、社会資本整備総合交付金において、
 - i) 新たに基幹事業として「地域公共交通再構築事業」を創設。
 - ii) 「都市・地域交通戦略推進事業」の基幹事業に、既存の路面電車・バス等に加え、鉄道施設等の整備を支援対象に追加。
- 地域公共交通ネットワークの再構築のため、鉄道・バスに係る燃料電池車両、自動運転車両等、先進的な車両の導入に対する支援事業を創設。

(※) JRに関し、「新会社がその事業を営むに際し当分の間配慮すべき事項に関する指針」については、これまで通り適切に運用。

② 地域公共交通確保維持改善事業

207億円 ⇒ 207億円(± 0億円、 ±0.0%)

(参考)令和4年度第2次補正予算 415億円

- これまでの地域バス等の運行費支援に加えて、エリア内交通ネットワークの利便性向上・効率化に向けた交通事業者のインセンティブを引き出すため、地方自治体が交通事業者に一定エリアの公共交通を一括して長期で運行委託(エリア一括協定運行)する場合への補助制度を創設。
- このほか、自動運転の実証運行や先進・優良事例を含め、地域の多様な主体の連携・協働による取組を支援。

(2) 空港使用料及び航空機燃料税の引下げ

- 新型コロナウイルス感染症の影響による航空会社の厳しい財務状況等を踏まえ、インバウンド回復に向けた航空会社の機材投資を引き続き後押しするため、国内線の空港使用料(着陸料、停留料及び航行援助施設利用料)及び航空機燃料税を軽減(500億円規模、上記空港使用料及び航空機燃料税の総額の約3割相当)。
- 令和3年度から令和5年度における空港使用料・航空機燃料税の減免による歳入の減少を踏まえ、その回復を図るため、令和7年度から令和18年度にかけて、空港使用料を適正な水準に設定。

(3) インバウンド回復に向けた戦略的取組

232億円 ⇒ 310億円(+ 78億円、 +33.7%)

うち観光財源 90億円 ⇒ 200億円(+ 110億円、 +122.2%)

(参考)令和4年度第2次補正予算 1,500億円

- 観光立国復活に向けた基盤を強化するため、国内における新たな交流市場の開拓、コロナ後のニーズ変化も踏まえた地域の魅力向上・持続可能な観光地域づくり、観光産業の高付加価値化に取り組むための所要額を計上。
- また、インバウンド消費額5兆円超の達成を含む、インバウンド回復に向けた戦略的取組を実施し、地方への誘客強化・消費拡大を図るための所要額を計上。

4. 海上保安能力の抜本的強化

2,231億円 ⇒ 2,431億円(+ 200億円、 +9.0%)

(※) デジタル庁一括計上分を含む。

- 新たに取りまとめられた「海上保安能力強化に関する方針」(令和4年12月16日関係閣僚会議決定)に基づき、尖閣領海警備能力や広域海洋監視能力の強化などの海上保安能力の強化を推進。
 - ① 尖閣領海警備や広域海洋監視などの能力強化
 - i) 大型巡視船5隻の就役
 - ii) 中型ヘリコプター3機の就役
 - iii) 無操縦者航空機3機へ運用拡大
 - ② 業務基盤の整備
 - i) 戦略的アセット管理による長寿命化の推進
 - ii) サイバー対策等情報通信システムの強靱化

5. 国民の安心・安全の確保

(1) 一般会計から自動車安全特別会計への繰戻し

54億円 ⇒ 60億円(+ 6億円、+10.2%)

(参考) 令和4年度第2次補正予算 12億円

- 令和3年12月に財務大臣・国土交通大臣間で合意された内容(※)を踏まえ、被害者支援事業等が安定的、継続的に将来にわたって実施されるよう、引き続き繰戻しを実施。

(※) 財務大臣・国土交通大臣間合意(令和3年12月22日)(抄)

- 毎年度の具体的な繰戻額については、令和4年度予算における繰戻額の水準を踏まえ、(中略)財務省及び国土交通省が協議の上、決定することとする。
- 一般会計からの繰戻しに継続して取り組む
(注) 令和4年度予算における繰戻額：54億円

(2) 通学路における交通安全対策の推進

500億円 ⇒ 555億円(+ 55億円、+11.0%)

- 令和3年に実施した通学路合同点検の結果も踏まえて実施している、速度規制等のソフト対策と歩道整備等のハード対策を適切に組み合わせた効果的な交通安全対策を推進するため、重点的に支援。

9 環境省

【参考・出典】財務省「令和5年度予算のポイント 経済産業、環境、司法・警察係予算」

https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2023/seifuan2023/index.html

1. エネルギー対策予算

※以下の項目において、「★」を付した事業はGX対策。

○★ 地域脱炭素の推進のための交付金

○地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 320.0億円(200.0億円)

★特定地域脱炭素移行加速化交付金 30.0億円(新規)

令和4年度に創設された地域脱炭素移行・再エネ推進交付金について、より地域経済の成長にも資するよう要件を見直した上で拡充するとともに、GX実現に向けた政府投資として、自営線を用いたマイクログリッドの構築を支援する新たな交付金(特定地域脱炭素移行加速化交付金)を創設し、経済成長と地域脱炭素をともに推進。

【4補正】地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 50.0億円(エネ特)

★ 商用車の電動化促進事業

136.0億円(新規)

産業競争力強化・経済成長と2050年カーボンニュートラル・2030年度温室効果ガス削減目標を共に実現するため、商用車(トラック・タクシー)の電動化について、車両導入費を支援することで普及初期の導入を加速化。

○ 住宅のZEH・省CO₂化促進事業

100.0億円(110.0億円)

脱炭素社会の実現には、我が国のエネルギー消費の3割を占める住宅・建物分野の取組が重要であることから、家庭部門のCO₂削減目標達成に貢献するため、住宅のZEH化及び断熱リフォームを支援。

【4補正】99.7億円(一般会計)

【4補正】13.9億円(エネ特)

○ 脱炭素移行促進に向けた二国間クレジット制度(JCM)資金支援事業

136.7億円(144.7億円)

2030年度温室効果ガス削減目標の達成とJCMパートナー国を世界全体で30か国へ拡大することを目指し、日本企業による優れた脱炭素技術のパートナー国への導入を促進することで途上国等へのインフラ導入と排出量削減を支援。

【4補正】4.0億円(一般会計)

【4補正】25.0億円(エネ特)

2. 科学技術振興費・公共事業関係費

○ GOSATの技術高度化事業等

17.9 億円 (15.6 億円)

エネルギー対策特別会計における予算措置もあわせ、GOSAT (温室効果ガス観測技術衛星) 2号機の継続運用とともに、世界の温室効果ガス排出源の特定と排出量の推定精度向上を目指し、GOSAT 3号機に係るシステム開発等を実施。

【5 予算】 28.0 億円 (エネ特)

【4 補正】 20.2 億円 (エネ特)

○ 一般廃棄物処理施設の整備

272.1 億円 (272.1 億円)

一般廃棄物処理施設について、平成当初以降にダイオキシン類対策等のために整備した施設の老朽化による更新需要に対応するため、広域化・集約化を図りつつ、エネルギー対策特別会計等も活用して、廃棄物処理施設の災害強靱化や地球温暖化対策の強化を推進。

【5 予算】 215.3 億円 (エネ特)

【5 予算】 7.0 億円 (非公共)

【4 補正】 442.3 億円 (一般会計)

【4 補正】 14.0 億円 (非公共)

第3部 団体からの要望等

1 令和5年度予算編成及び地方財政対策について

令和4年12月20日

地方六団体

我が国の景気は、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響で依然として厳しい状況にあり、今後の地方財政運営は相当厳しいものになることが想定される。

地方はこれまで高齢化の進展等に伴う社会保障関係費の増嵩分について、給与関係経費や投資的経費など国を相当に上回る懸命な歳出削減努力により吸収するなどして、地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを提供してきた。

加えて、新型コロナウイルス感染症対策や原油価格・物価高騰対策はもとより、人口減少の中で地域に雇用を確保し、都市と地方の賃金格差の解消を図りつつ、新しいひとの流れを生み出すことで地方創生を実現し、デジタル化や脱炭素化を推進するとともに、頻発する大規模な自然災害等への対応や強靱な国土づくり、持続可能な社会保障制度づくりや次世代を担う「人への投資」などの本来的な課題の解消についても、手を止めることなく進めていく必要がある。

こうした現下の状況を十分に踏まえ、国においては、以下の抜本的な対策を講じられたい。

- 当面の経済対策等について
- 地方の安定的な財政運営に必要な地方交付税等の
一般財源総額の確保・充実
- デジタル田園都市国家構想・地方創生の推進
- デジタル化の推進
- 脱炭素社会の実現に向けた取組
- 防災・減災対策の推進と強靱な国土づくり
- 持続可能な社会保障の基盤づくり
- 次世代を担う「人への投資」
- 地方分権改革の着実な推進
- 地方議会の地方自治法への明確な位置付けと活性化

□ 当面の経済対策等について

- 国民生活は、コロナ禍の長期化に加え、原油価格・物価の高騰や為替相場の急激な変動により更に深刻な状況になっていることから、令和4年10月28日に閣議決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」を着実に実施するとともに、影響の長期化が懸念されるため、生活困窮者・子育て世帯や中小企業・農林漁業者等に対する支援の強化など引き続き必要な対策を講じること。
- 地方創生臨時交付金については、引き続き検査・医療提供体制の確保・強化等の感染対策に加え、コロナ禍における原油価格・物価高騰に対応する地域経済の立て直しなど、地域の実情に応じた幅広い対策を継続的かつ機動的に講じることができるよう、今後の感染状況や経済状況等も踏まえ、必要な財源措置を講じるとともに、適正な事業期間で効果的な施策を展開するための繰越要件の緩和、基金積立要件の弾力化、対象事業の拡大など、機動的な運用や手続きの簡素化などを図ること。
- 今冬以降も電力ひっ迫が予想されるなど、ウクライナ情勢をめぐり先行きが不透明な中ではエネルギーの確保が懸念されることから、エネルギーの安定供給に向けた抜本的な対策を検討すること。
- 賃金引上げについては一定程度なされてきたが、今後も物価上昇が続くものと見込まれることもあり、引き続き賃上げ政策を促進すること。また、最低賃金については、都市と地方の格差是正を図るため、全国加重平均1,000円以上の早期実現に向けて取り組むこと。
- 補助単価等については、物価高騰の今後の動向により公共事業等の執行に大きな支障を及ぼすおそれがあることから、実態に即した機動的な見直し等を早急に行うこと。

□ 地方の安定的な財政運営に必要な地方交付税等の一般財源総額の確保・充実

- 新型コロナウイルス感染症の長期化や燃料価格・物価高騰等の影響による経済の下振れ等に加え、高齢化の更なる進展等に伴う社会保障関係費の一層の増加が懸念される中、地方が責任を持って、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策及び新たな感染症にも備えた体制整備、脱炭素社会の

実現に向けた取組、地方創生・人口減少対策をはじめ、福祉・医療、地域経済の活性化・雇用対策、地域社会の維持・再生、人への投資、国土強靱化のための防災・減災事業、デジタル化の推進など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額を確保・充実すること。

- 地方交付税は、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるようにするとともに、地域間の財政力格差を是正するために必要不可欠なものであり、「地方の固有財源」であることから、その総額を確保・充実するとともに、個々の地方団体レベルでの一般財源の確保・充実にも留意し、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図ること。
- 臨時財政対策債については、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、その廃止や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革等を行うべきであり、臨時財政対策債に頼らず、安定的に交付税総額の確保を図ること。また、引き続き発行額の縮減・抑制に努め、あわせて、地方団体が安定的に必要な資金調達ができるよう、国の責任として、財政融資資金等を確保するとともに、その償還財源について確実に確保すること。
- 令和5年度から実施される地方公務員の段階的な定年引上げにより、退職手当の支給が大幅に減少する年度が生じるが、新たに導入される役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）等に伴い、定年と同じ扱いとして退職手当を支給する退職者が、毎年度一定程度見込まれる。このため、地方財政計画における給与関係経費の計上に当たっては、退職手当の支給に必要な財源を安定的に確保するための方策を講じること。
- 国庫補助金等については地域の実情を踏まえて補助金の自由度を高め、要件の緩和や手続の簡素化を図ること。

□ デジタル田園都市国家構想・地方創生の推進

- 「デジタル田園都市国家構想基本方針」（2022年（令和4年）6月7日閣議決定）を実現するにあたり、地方におけるデジタルインフラの整備やデジタル人材の確保を強力に進め、地域間のデジタル格差是正に努めること。
また、地方創生の実現に向け、「デジタル田園都市国家構想交付金」については、地方の主体的かつ継続的な取組を支援するため、地方創生の取組

を一層深化・加速化できるよう、安定的に予算枠を確保・拡充するとともに、地方の意見等を十分に踏まえ、複数年度の施設整備事業の採択事業数の拡大など、更なる制度の拡充やより弾力的で柔軟な取扱いを図ること。

- 地方創生の深化に向け切れ目ない取組を進めるため、総合戦略の改訂に当たっては、地方の意見を十分に反映しながら、「デジタル田園都市国家構想」を推進力として、デジタルの力も活用しつつ従来の地方創生の取組に対しても支援を継続すること。
- コロナ禍におけるテレワークの広がり等を契機とした地方移住により、東京圏への一極集中が一定程度緩和されたところであるが、こうした地方移住の流れをコロナ禍の収束とともに後戻りさせないための取組を更に推進すること。
- 農山漁村が持つ国土の保全などの重要な公益的機能を国民共有の財産として維持・再生するため、都市と農山漁村が共生する社会の実現を図り、都市住民や若者を中心に高まりつつある「田園回帰」の動きを一層促進するとともに、移住・定住以外の地域と多様に関わる「関係人口」の拡大への支援を更に充実すること。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、大都市部への過度な人口集中に伴うリスクが再認識された。都市から地方への新たな人の流れを大きなものにするため、デジタルトランスフォーメーションを推進し、テレワークやワーケーション、移住・就業だけでなく、副業・兼業も含めた多様な働き方を積極的に推進するとともに、結婚・出産・子育てしやすい環境の整備に取り組むこと。
- 地方創生の実現に向け、地方がその実情に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていくため、「まち・ひと・しごと創生事業費」(1兆円)を拡充・継続し、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源を十分に確保すること。また、人口減少等特別対策事業費の算定が「取組の必要度」から「取組の成果」に段階的にシフトしていくことについて、努力している条件不利地域や財政力の弱い団体において、地方創生の目的を達成するには長期にわたる取組が必要であることを考慮すること。
- U I J ターンによる起業・就業者の創出や、テレワークによる移住を促

進するため、「移住・起業支援金制度」の更なる活用促進に向け、国による支援金の対象者が在住する東京 23 区等での周知・広報の充実を図ること。

- 地方創生に不可欠な高規格道路のミッシングリンク解消、暫定2車線区間の4車線化等を行うための財源確保、リニア中央新幹線や整備新幹線の整備促進、新幹線の基本計画路線から整備計画路線への格上げなど、「地方創生回廊」を早期に構築すること。また、地域の実情に応じた地域公共交通の維持・確保及び充実のため、関係する法規制の横断的な見直し及び地方への支援を行うこと。
- 中枢中核都市について、「ミニ一極集中」となり、周辺市町村が疲弊することのないよう留意すること。
- 文化芸術の社会的意義について国民的理解の醸成を図るとともに、世界文化遺産や日本遺産をはじめ地域における文化財の付加価値を高め保存と活用の好循環を創出する取組や、伝統芸能など地域文化の次世代の「担い手」「支え手」の育成、様々な文化資源をいかした「まちづくり」などの取組に対する支援を拡充すること。
- コロナ禍で厳しい状況が続いている観光の本格的な復興に向け、国内観光の活性化やインバウンド需要の復活を地方創生につなげていくため、受入環境の整備や観光産業の高付加価値化、観光資源の磨き上げなどに積極的に取り組めるよう、必要かつ十分な財源を確保すること。
- 国際観光旅客税については、これまでも地方が観光資源の魅力向上等に対し、様々な取組を行っていることなどを踏まえ、その税収の一定割合を地方団体にとって自由度が高く創意工夫をいかせる交付金等により地方に配分するよう検討すること。
- 地籍調査については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、地元説明会や境界立会の中断で遅れが生じており、「所有者不明土地」や「境界不明土地」の増加が加速するおそれがあることから、国において効率的な調査手法の積極的な導入を推進するとともに、地域からの要望を踏まえ、必要な予算を十分に確保すること。

- TPP11協定、日EU・EPA、日米貿易協定、日英EPA及びRCEP協定などに伴う、農林水産業等への影響を継続的に検証するとともに、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、体質強化や経営安定、輸出の拡大に向けて自由度の高い十分な予算を継続的に確保するなど、万全な対策を講じること。また、いかなる国際貿易交渉にあっても、重要品目をはじめ、農林水産物等に対する必要な国境措置を確保するとともに、農林漁業者等に対して交渉内容の丁寧な情報提供を行うこと。
- 「食料・農業・農村基本計画」に基づき、農業政策と農村政策が互いに循環・発展していくため、農業の成長産業化に向けた産業政策と多面的機能の維持・発揮などの地域政策を、車の両輪としてバランスよく実施すること。また、基本計画に明記された「地域政策の総合化」を着実に推進するとともに、農業・農村の有する多面的機能の重要性について、国民各界各層に対して一層の理解醸成に向けた取組を推進すること。

さらに、ウクライナ情勢の影響等により、食料の安定供給の確保が改めて重要な課題であると認識されたことから、食料・農業・農村基本法の見直しに当たっては、農業の担い手の育成・確保や農家の所得向上など、農業の持続的な発展と農村の振興を図り、強い農業の確立による食料自給率の向上を図ること。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、米の需要の落ち込みと過剰在庫による米価への影響が生じており、米の需給と価格の安定化に向け、国主導による真に実効性のある在庫対策や消費喚起などの需要拡大対策を推進すること。また、農業経営の安定を図る「経営所得安定対策」等について、必要な予算を十分に措置すること。さらに、「水田活用の直接支払交付金」については、農業者が将来にわたり安定した農業経営を行いながら、安心して転換作物の生産に取り組むことができるよう、恒久的な制度とするとともに、必要な予算を十分に措置すること。
- 改正農業経営基盤強化促進法により、目標地図を含む地域計画の策定などに伴う新たな事務や経費の増加が見込まれるため、地域の関係者に混乱が生じないように、国の責任において丁寧な説明を通して周知を徹底し、役割分担を明確にするとともに、人的・財政的支援等、必要な措置を講じること。
- 新規就農者の育成・確保は、我が国農業を持続していく上で極めて重要

であり、「新規就農者育成総合対策」について、十分な予算を確保するとともに、経営発展支援事業においては、引き続き地方財政措置を確実に講じること。また、農作業の省力化や生産性、収益力の向上を実現するスマート農業の社会実装を加速するため、引き続き必要な財政措置を講じること。

- 外国人材について、国内における産業を支える人材不足を踏まえ、在留資格「特定技能」に係る1号の対象分野に企業等の実情を反映した特定産業分野を追加するとともに、2号の対象分野についても、農業をはじめとした他の特定産業分野を追加すること。また、在留資格の制度の見直し等に当たっては、それらのプロセスを明確化し、事業者団体等への周知をしっかりと図った上で、地域の労働需給の状況や、地方自治体や地域の事業者団体、企業等から聴取した意向等を反映すること。さらに、「特定技能」の制度概要や手続等についても、法務省が各省庁の情報を取りまとめ、事業者団体や企業等に対して、十分な情報発信及び相談対応を一元的に行うこと。
- 孤独・孤立対策については、包括的に支援することが可能となるよう、相談窓口の整備、アウトリーチ型の支援、支援団体・個人に対する支援、ひとり親家庭における養育費の確保策等の充実を図るとともに、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金、地域女性活躍推進交付金、地域自殺対策強化交付金など地域の実情に応じた取組を支援するための各種交付金の財源確保や対象拡大を図ること。

□ デジタル化の推進

- 地方自治体の基幹業務システムの標準化とガバメントクラウドへの移行について、全ての地方自治体がシステムの移行を円滑かつ確実に実現できるよう、各自治体の状況に応じたきめ細かなフォローアップに努めること。特に、システム移行を支援する「デジタル基盤改革支援補助金」については、既存システムの契約解除に伴う違約金等を含めた、移行に伴う費用の増大について、市町村から非常に大きな懸念が示されていることから、当該補助金の予算の大幅な拡充、補助上限額の見直し及び交付対象の拡大を図り、既存システムの整理や基幹業務システムの変更により影響を受ける全てのシステムの改修等に対する財政的支援を確実にを行うほか、地域におけるデジタル人材の確保等の観点から、地域のベンダの参入機会の確保に配慮すること。

また、ガバメントクラウドの利用料については、先行事例や既にクラウドで運用している自治体の実証分析等を行った上で、地方自治体の意見を丁寧に聴きながら協議を進めること。

- 5Gの整備については都市部を中心に整備が進められている状況である。全ての地域において、地域間の偏りなく、着実に基地局が整備される必要があり、十分な通信品質を確保した上で都市部に遅れることなく、基地局の整備を一気に進められるよう、携帯電話事業者に対する技術的支援・財政的支援などあらゆる手段を講じて、その整備促進を図ること。

- ローカル5Gについては、その活用による新たなサービスやビジネスモデルの開発、生産性向上等を目指す実証事業に対する支援策を拡充するとともに、これまでの開発実証の成果を踏まえ、より柔軟にローカル5Gのエリア構築が可能となるよう、今後の普及促進に向けた取組を進めること。

- 光ファイバ等の整備については、過疎地域等の整備条件が厳しい地域において、整備に未着手の地域も残されていることから、こうした地域における整備を着実に進めるため、支援制度の拡充に取り組むこと。

また、光ファイバ等の有線ブロードバンドのユニバーサルサービス化に当たっては、スケジュールを明確にした上で速やかに実施するとともに、制度開始までの間においても光ファイバの未整備地域の解消が滞ることなく進むよう、不採算地域における整備が行われた場合の維持管理費に係る支援制度を新たに設けること。公設の光ファイバ網等の高速情報通信施設の民間への移行が円滑に進むよう、支援制度の創設を含め、取組の強化を図ること。

加えて、4G等の無線ブロードバンドサービスについては、山間部の道路や耕作地などの不採算地域で整備が進んでいない地域があることから、無線ブロードバンドサービスの維持管理費についても、有線ブロードバンドサービスと同等の支援制度を創設するとともに、整備の促進に向け支援制度の拡充に取り組むこと。

- マイナンバーの利用範囲について、セキュリティ確保や個人情報保護との両立を図りつつ、更なる住民サービスの提供や民間サービス等との連携が進むよう、その拡大を図ること。全国民のマイナンバーカード取得につながるよう、本人確認に関する運用の見直し等の交付事務に係る負担軽減の検討や、市町村が実施するカードの交付拡大に向けた取組を支援するな

ど、取組の強化を図ること。

また、マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の更新について、更新手続を可能とする場所を拡充するとともに、オンラインによる更新手続を可能とすること。

マイナンバーカードの利便性向上に向けては、公的個人認証機能のスマートフォンへの搭載、各種免許証等との一体化など、国民が利便性向上を実感できる取組について、関係機関との適切な連携により、確実な実現を図ること。なお、健康保険証との一体化に向けては、国民に広く理解が得られるよう、メリットや安全性について、国において丁寧に説明を行うこと。

- 地域のデジタル化の基盤となるツールであるマイナンバーカードの交付率の普通交付税の算定への反映に係る検討については、地方団体にとって必要な財政需要を的確に把握し算定するという普通交付税の趣旨を十分に踏まえた上で、地域のデジタル化に係る財政需要を的確に反映する指標としての観点から、必要な財政需要を適切に措置するなど、十分に地方の意見を聞きつつ、地域の実情に即した適切な財政措置とすること。
- マイナンバーカードの交付率の「デジタル田園都市国家構想交付金」の申請条件等への反映については、カードの申請率を要件とされたところである。更なるカードの普及に向けては利活用範囲の拡大が不可欠であり、様々な事情により地方団体ごとの交付率に差が生じている現状を十分に踏まえた上で、デジタルを活用した地域の課題解決・魅力向上に向けた意欲的な取組や地方創生の継続的な取組に支障が生じたり、地方団体のデジタル改革の意欲を削いだりすることのないよう、引き続き地方の意見を十分に考慮すること。
- 地域課題に対する新たなソリューションやイノベーションを創出していく上で、行政が所有するデータを民間企業等が有効に利用できる環境を整えることが重要であることから、国において、機械判読性の強化や形式の統一化など、オープンデータの質の向上を図ること。ベース・レジストリの整備については、順次、社会的ニーズや経済効果の高いデータの指定を進め、計画的な整備を行うこと。また、データの収集から管理、提供に至るデータ基盤の整備、オープンデータ化の推進やそれを活用して政策立案を行える人材の育成など、地方では課題も多いため、地方が行うオープンデータ化の様々な取組に対して十分な支援策を講じること。

- デジタル社会を支える人材の育成・確保について、国においては、人材不足解消に向けた「デジタル推進人材」の計画的な育成と、人材の偏在解消に向けた、都市部からの人材還流を促進する取組を実施するとしている。特に、地方においてはデジタル人材の不足が喫緊の課題となっていることから、こうした取組を速やかに実施し、全国各地におけるデジタル人材の育成・確保を着実に進めること。また、これらの取組に加えて、デジタル人材の育成が偏ることがないように、デジタル人材の円滑な確保に向けて新たな人材バンクの創設などの取組を進めること。さらに、幼少期からデジタル技術に触れる機会の創出や学校でのプログラミング教育の充実、AI等を体験・活用できる環境の整備、大学や企業等と連携した即戦力人材の育成など、地方自治体等が行う人材育成を支援するとともに、地方自治体内部のデジタル人材育成に向けた取組に対して、財政的支援を行うこと。

- 誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向け、国において、全ての人が身近な場所で、デジタル技術の活用に関する相談や学習を行える体制・環境の整備を引き続き行うとともに、多様な情報の中から必要な情報を選別し、主体的に利用できるICTリテラシーの向上を支援すること。

特に、高齢者等がデジタル機器・サービスの利用方法を学ぶことができる環境作りを推進するため、国の「デジタル活用支援推進事業」については、自治体の要請に応じた十分な講習機会を確保できるよう働きかけるなど、多くの自治体で活用が図られるよう進めること。また、「デジタル推進委員」による取組については、自治体に委員の情報を共有し、地方の取組に活用できる仕組みを構築するなど、今後もより多くの地域で効果的な取組になるよう配慮した上で、デジタル活用の促進を図ること。

また、地方自治体が行う独自のデジタルデバйд対策や、UI（ユーザーインターフェース）・UX（ユーザーエクスペリエンス）に配慮した情報発信、AIを活用した行政手続のデジタルサポートなどの先進的な取組等に対して、技術的・財政的支援を行うこと。

- 国においては、クラウド・バイ・デフォルト原則を目標に掲げ、クラウドサービスの導入が進められ、これに伴い地方自治体においてもクラウド化を推進する必要があることから、国において、その前提となるセキュリティ対策を行うとともに、国での導入事例の紹介や技術的な助言等を通じて、地方自治体の取組を支援すること。また、デジタル・ガバメントの構築に向けては、行政手続のオンライン化の拡充による住民サービスの利便

性の向上や、クラウド化・テレワーク等の推進による業務の効率化のため、庁内ネットワークにおける高度なセキュリティ対策が必要となることから、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、今後、地方自治体が実施するセキュリティ対策の強化に対して、技術的・財政的支援を行うこと。

- 地方自治体の情報システムについて、標準化に伴う運営経費等の減少額を地方行政のデジタル化や住民サービスの維持・向上のための経費に振り替えるなど、地方財政計画において適切な措置を講じること。
- 地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、引き続き、地方財政計画に計上する「地域デジタル社会推進費」の拡充・継続を図るなど、地方自治体のデジタル化に係る取組への支援を充実・強化すること。

□ 脱炭素社会の実現に向けた取組

- 地域の脱炭素化に当たっては、まず国がイニシアティブを発揮し、関係主体の取組を促進すること。また、関係主体が相互に補完し、相乗効果をより一層高められるよう、関係主体の取組や意見を十分に尊重しながら、地域の実施体制を積極的に支援すること。
- 国と地方の役割を踏まえた一体的な施策を推進するため、国と地方との恒常的な協議の場を設けること。
- 脱炭素地域づくりに取り組む全ての地域や主体による省エネルギー対策の更なる推進や、再生可能エネルギーの普及拡大など、幅広い取組を支援するためには、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金について、予算規模や申請上限額、交付対象、事業期間を大胆に拡充するとともに、地域の実情に合わせた柔軟な活用ができる制度となるよう、より一層の運用改善を行うこと。また、国庫補助事業の地方負担分や地方単独事業に対しても、地方財政措置を確実に講じること。
- 洋上風力発電をはじめとする再生可能エネルギーの主力電源化に向け、再生可能エネルギーの導入を強力に促進するとともに、再生可能エネルギーの余剰電力を有効に活用するため、地域間融通できる送電網の強化や大型蓄電池の開発促進を着実に図ること。また、発電設備の導入、管理、廃

棄が適正に実施されるよう、地方自治体の意見を十分に反映し、制度の充実・改善を図ること。その際、地方自治体に過度な負担が生じないように配慮すること。

- 新築住宅について、再生可能エネルギーの導入を要件としたネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Z E H）の導入が促進されるよう、十分な支援策を講じること。特に、低日射・多雪等の地域的制約に対応した技術開発をはじめ、地域の中小工務店等の施工技術向上や人材育成、財政支援など必要な支援を行うこと。
- 既存住宅について、高断熱性能の確保、住宅屋根への太陽光発電設備や蓄電池の設置に向けて各地方自治体も積極的に取り組める必要な支援策を検討すること。
- 公共施設や社会福祉施設、商業用ビルをはじめとする建築物のネット・ゼロ・エネルギー・ビル（Z E B）化を促進するため、国費による十分な財政措置を行うなど、必要な支援策を講じること。
- 将来の人口構造等を見据えたエネルギーの自立分散化、グリーンインフラの整備、スマートムーブ（カーシェアリング、E V、F C V、公共交通、自転車活用）の推進など、国民の利便性だけでなくエネルギーの効率化、ひいては防災・減災にもつながるインフラ整備を推進すること。

□ 防災・減災対策の推進と強靱な国土づくり

- 東日本大震災からの復旧・復興事業が遅滞せずに着実に実施できるよう、復旧・復興が完了するまでの間、国の責任において所要の財源を十分に確保し、万全の財政措置を講じること。また、いまだ根強く残る風評被害の解決に向け、国内外への正確かつ効果的な情報発信等の対策を引き続き強力で推進すること。
- 我が国では、その自然条件等から数多くの災害に見舞われており、近年も梅雨前線や台風、これらに伴う線状降水帯による豪雨によって甚大な被害が発生している状況であり、自然災害には万全の防災体制で備えること。また、被災地の復旧・復興対策等に係る国庫補助金や特別交付税をはじめとした地方財政措置による十分な財政支援を講じるとともに、補正予算を

含めた機動的な対応を図ること。

- 宅地造成及び特定盛土等規制法が成立し、指定された区域内で行われる盛土等について全国統一の基準・規制が設けられることとなったが、地方自治体の新たな事務や経費の増加が見込まれることから、負担軽減に向けた制度設計を検討するとともに、地方財政措置を強化するなどの財政的及び技術的支援を積極的に講じること。
- 令和元年房総半島台風がもたらした大規模停電の教訓をいかし、台風に伴う停電回避に向けた万全の体制を整備すること。特に、停電発生時においては、被害状況及び復旧の見通しを迅速かつ的確に情報発信を行うとともに、早期の復旧に向けた体制が確保されるようにすること。
- 近年、大規模な災害により、住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じていることから、道路、河川、砂防、上下水道等の社会資本整備を集中的に推進するため、防災・安全交付金、社会資本整備総合交付金等を確保し、適切に配分すること。
- 強靱な国土づくりを強力かつ計画的に進めるため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」をはじめとする取組が着実に実施できるよう、必要な予算・財源を安定的に確保するとともに、予算については円滑な事業執行が図られるよう弾力的な措置を講じること。
また、5か年加速化対策後も中長期的見通しのもと、引き続き、国土強靱化に必要な予算・財源を計画的かつ安定的に別枠で確保するなどの制度設計について十分配慮すること。
- 地方団体が引き続き公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進していくため、「公共施設等適正管理推進事業費」については、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設の維持管理、更新等に係る具体的な取組が一層本格化することや、全国知事会調査によれば、都道府県において令和4年度からの5年間程度で1.5兆円程度の需要が見込まれることなど地方の実情を踏まえ、より弾力的で柔軟な運用や拡充等を検討するとともに、引き続き十分な財源を確保すること。また、令和4年度に追加された「脱炭素化事業」については既存施設の改修のみが対象とされているが、脱炭素化をより一層推進するため、新築や改築についても対象となるよう拡充すること。加えて、地方団体の実情を踏まえ、弾力的な運用を図るととも

に、十分な財源を確保すること。

- 大規模災害がもたらす被害の軽減や復旧・復興期間の短縮を目指し、ハード・ソフトの両面で事前の予防対策から復旧・復興までを見据えた自由度の高い施設整備交付金の創設等、地方において主体的、計画的に事前復興に取り組むことができる新しい財政支援制度等を創設すること。
- 近年の豪雨災害を踏まえ、「流域治水」の考え方にに基づき、治水対策、土砂災害対策の抜本的強化に向け、遊水地建設による地域の農業者への影響等にも配慮しながら、堤防強化対策等への財政支援の拡充を図ること。また、危機管理型水位計や河川監視カメラの増設、地方自治体による適時的確な避難指示等の発令に資する新たな技術を活用した防災情報の高度化、災害リスクの高い土地の利用規制や安全な土地への移転誘導などハード・ソフト両面の充実強化を図るため、大幅な予算の拡充など必要な措置を講じること。
- 地方が整備する光ファイバが風水害などにより被害を受けた場合の災害復旧事業については、デジタル社会を支える情報通信基盤の重要性に鑑み、道路等の公共インフラと同様の復旧に係る財政支援措置を講じること。
- 巨大地震等に備え、医療機関の耐震化や高台移転、資機材の整備、救護活動に当たることができる人材の育成・確保など、医療救護体制の充実を図る取組に対する財政的支援を一層充実・強化すること。
- 被災者生活再建支援制度について、支給額増額、適用条件の緩和や国負担の強化など、更なる充実を検討すること。
- ワクチン接種済み農場での豚熱発生に鑑み、豚へのより適切なワクチンの接種時期や回数など接種方法を提示するとともに、アフリカ豚熱や豚熱の発生に備え、農場における更なる飼養衛生管理向上や、発生農家及び産地の再生に向けた支援策の充実を図ること。また、野生イノシシについて、豚熱の撲滅に向けた方針、目標値及びその実現を図るための工程を示すとともに、捕獲や経口ワクチン散布などの対策に必要な予算を確保すること。さらに、アフリカ豚熱の水際対策を一層強化するとともに、野生イノシシへの感染が判明した場合に備え、国自ら早期の封じ込めを図るための初動方針の策定や必要資材の備蓄など、水際対策とまん延防止策を一連で行う

ための体制を構築すること。

□ 持続可能な社会保障の基盤づくり

- 働き方が多様化していく中で誰もが安心できる勤労者皆保険を実現するため、厚生年金の適用範囲の拡大に向けた更なる検討を進めること。
- 国民健康保険制度については、平成27年1月13日社会保障制度改革推進本部決定により確約した財政支援について、引き続き国の責任において確実にを行うとともに、新制度の運用状況を踏まえながら、持続可能な社会保障制度の確立を図るため、更なる公費拡充の検討も含め、引き続き地方と協議し、必要な見直しを行うこと。
- 国民健康保険制度の普通調整交付金が担う地方団体間の所得調整機能は極めて重要であることから、配分方法等の見直しは容認できるものではない。国民健康保険制度における保険者へのインセンティブ機能を担うものとしては、「保険者努力支援制度」を有効に活用することとし、その評価の在り方など制度の運用については地方と十分に協議を行うこと。
- 生活保護受給者の国保等への加入について、中長期的な課題として検討を深めるべきとの議論があるが、国の財政負担を地方自治体や国民に付け替えるものであり、国保制度等の破綻を招くおそれがあることから、国においては、日本国憲法第25条に定める責任を果たすこと。
- 「保険者機能強化推進交付金」及び令和2年度に創設された「介護保険保険者努力支援交付金」については、高齢者の自立支援・重度化防止の取組が一層評価され、推進が図られるよう、地域の実情を反映した評価方法とするとともに、評価指標の判断基準を明確にすること。また、制度の運用については事前に地方と十分に協議を行い、意見を制度に反映させること。なお、都市部と地方部、地方団体の規模等によって地域資源や体制など、取組の前提条件が異なることにより不公平が生じることを防ぐよう、人口規模を加えた区分別の評価に見直すこと。また、保険者の取組の「見える化」の一環として市町村等の得点獲得状況が一般公表されたが、各保険者の取組に表層的な優劣をつけることにより保険者の制度運営に支障を来さないよう、最大限配慮すること。

- 看護、介護、保育など現場で働く方々の収入の引上げについては、各分野における人材確保に資することから、現場で働く方々の確実な収入の引上げにつながるよう、適切に制度設計すること。また、地方自治体に過重な負担が発生することのないよう、国において、十分な財源の確保も含め、引き続き必要な措置を講じること。
- 介護職員に係る処遇改善加算取得を更に推進するなど、人材確保につなげること。その際には、保険料や地方負担に及ぼす影響について十分配慮すること。
- 介護予防・日常生活支援総合事業について、地方自治体が地域の実情に応じ必要な事業を円滑に実施できるよう、地方自治体の意見を十分踏まえ、必要な措置を講じること。特に、上限額の設定については、地方自治体が必要とする事業を円滑に実施できるよう、適切な見直しを行うこと。
- 新型コロナウイルス感染症対策の実施によって、地域住民の命を守る公立・公的医療機関が担う役割の重要性が再認識されたことを踏まえ、地域医療構想については、地方とも丁寧な協議を行い、再編統合を前提とせず、地域医療の確保という観点から地域の実情に即した柔軟な取扱いをすること。また、今後起こり得る感染症の流行を見据え、「地域医療確保に関する国と地方の協議の場」等において、医師偏在対策、医療従事者の働き方改革とも併せ、公立・公的医療機関のあるべき姿など、地方と抜本的な議論を行い、地方の意見を施策に反映すること。
- 地域医療介護総合確保基金の配分に当たっては、地域医療構想の実現及び地域包括ケアシステムの構築のためにも、地方団体の意向を十分に踏まえるとともに、地域の実情に応じて柔軟に活用できる制度とし、将来にわたり十分な財源を確保すること。
- 医療サービスを安定的に提供するため、医師・看護師等の不足や地域間・診療科目等の医師偏在の実態を踏まえ、地域に必要な医師・看護師等の絶対数を確保するため、医学部入学定員における地域枠を増員するなど更なる施策及び財政措置を講じること。また、地域における医師偏在を解消するため、地域医療研修の期間延長や一定期間の地域医療従事の義務付けなど、医師少数地域に医師が派遣されるよう実効ある対策を講じること。なお、新専門医制度について、医師偏在を助長すること等、地域医療に影響

を及ぼすことのないよう、地方の意見を踏まえ、国として適切に対応すること。

- 中山間地域や離島等のへき地における医療を確保するため、へき地診療所・へき地医療拠点病院の整備の促進・安定的な運営の確保やICTを活用した遠隔診療等、地域の実情に応じたへき地保健医療対策に必要な経費を支援すること。
- 医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化を推進するため、地方の意見を十分踏まえ、国の責任において必要な措置を講じること。また、生活困窮者自立支援制度においても、地方の実情に応じた効果的かつ実効性のある事業が実施できるよう、補助基準額及び補助率を見直すなど、十分な財政措置を講じること。

□ 次世代を担う「人への投資」

- こども家庭庁の創設に当たっては、チルドレン・ファーストの実現に向け、子ども関連政策を円滑・強力に推進すること。また、子どもが健やかに生まれ育つための経済的支援を拡充するとともに、子どもに関する各種施策の多くを担っている、地方への財政措置を拡充すること。さらに、国の施策に地方の実情を的確に反映するため、定期的に国と地方が意見交換・協議する場を設けること。
- 幼児教育・保育の無償化については、認可外保育施設の質の確保・向上をはじめとする、無償化に関する様々な課題に対し、PDCAサイクルを行う「幼児教育・保育の無償化に関する協議の場」において、引き続き地方と十分協議すること。
- 幼児教育・保育の無償化に伴う保育需要の高まりや更なる待機児童解消の取組に対応するため、他産業と遜色のない水準へのより一層の処遇改善や研修充実等による幅広い保育人材の育成・確保、施設整備費等に対する財政措置、公定価格における定員超過による減算措置の撤廃など、あらゆる支援措置を国の責任において講じること。また、在宅で育児をする世帯など、多様な保育形態の公平性に配慮し、子育て支援拠点事業等への財政措置の充実を図ること。

- 子ども・子育て支援新制度の「量的拡充」と「質の向上」の実現に向けた1兆円超の安定財源の確保とともに、「新子育て安心プラン」に基づく待機児童解消のための支援を充実すること。
- 子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直し内容や見直しに際しヒアリングを行った地方意見について、継続的に検証し、施策へ反映すること。また、国の財政支援の拡充を図るとともに、処遇改善等加算に係る手続の簡素化を図り、市町村及び事業者の事務負担の軽減を図ること。
- 認可外保育施設の質の確保・向上に向けて、指導監督基準等に関するQ&Aや施設調査用チェックシートの作成、指導監督基準を満たすための施設改修や保育士資格の取得支援などの対応策を速やかに行うこと。あわせて、認可外保育施設等に関する子ども・子育て支援情報公表システムについて、保護者や市区町村が十分活用できるよう周知徹底を図ること。
- 不妊治療への支援については、令和4年度当初からの保険適用に伴い、治療の選択の幅が狭まることや自己負担額が増えることがないように、保険適用による支援効果を検証するとともに、不妊治療の多様性を考慮した治療の質の維持・確保や自己負担額の軽減措置を講じること。また、独自に助成などの支援を行う地方自治体への財政的支援を講じること。
- 少子化対策の抜本強化に向け、無利子奨学金の充実、多様な保育サービスの拡充、子どもに関わる全国一律の医療費助成制度の創設、小学生以上の子どもの医療費助成等に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の全面的な廃止等を図るとともに、「地域少子化対策重点推進交付金」の拡充と運用の弾力化など、子育て支援の充実や地方単独事業に対する地方財政措置の拡充を図ること。
- 放課後児童クラブについて、待機児童の解消を目指し、「新・放課後子ども総合プラン」における「2019年度から2023年度までの5年間で約30万人分の整備を図る。」との目標を達成するため、国の責任において安定的な財源を確保するとともに、放課後児童支援員の確保に向けた処遇改善の補助の拡充や補助要件の緩和など対策の充実・強化を図ること。
- 現在の教育現場は、特別な配慮を必要とする児童生徒の増加、新学習指導要領の円滑な実施や教職員の働き方改革、新型コロナウイルス感染症対

策など、様々な課題が山積している状況にあることから、国においては、これらの課題に対処できるよう、少人数学級編制を可能とする教職員の確保を図ること。

- 地方の実情を勘案することなく、国の財政健全化のために教育費の削減を図ることは、義務教育に対する国の責任放棄であり、単に国の財政負担を地方に転嫁することになりかねず、また、強制的な学校の統廃合につながり、地域コミュニティの衰退を招くおそれもあることから、決して行わないこと。
- 今後、35人学級を計画的に進めていくに当たっては、地域の実情に応じた円滑な移行が図られるよう、公立小学校施設等の整備、教職員の確保・質の向上、加配定数の維持等について、地方の意見を十分に聞き、施策に反映すること。また、必要かつ十分な財政措置を講じるとともに、特に、公立小学校施設等の整備については、地方がその実情に応じて柔軟な対応ができるよう、十分配慮すること。
- 公立小中学校施設等について、新增築・老朽化対策等の事業を計画的に実施できるよう、当初予算において必要額を確保するとともに、対象事業の拡大や補助率の引上げ及び補助単価の実態に即した改善等の財政措置の拡充を図ること。特に、空調設備の設置及び維持・管理、トイレ改修、給食施設整備等については、新型コロナウイルス感染症対策も踏まえた学習環境の早急な改善が図られるよう、引き続き十分な財政措置を講じること。
- GIGAスクール構想については、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく個別最適化された学びを実現するため、ハード整備のみならず、情報通信技術支援員（ICT支援員）等のICT教育人材の配置充実や有償ソフトウェア、更新費用やランニングコスト等も含めたICT環境整備に必要な財政措置の拡充を行うこと。また、高等学校においても、小中学校と同様に、統一的かつ緊急的に1人1台端末が活用できる環境の整備を進めるため、各都道府県の現在の取組状況を踏まえ、国庫負担による格別な支援を行うこと。
- 部活動の地域移行については、国の責任において、経費負担の在り方や受け皿の確保などの課題に対する明確な方針と財政負担のスキームを示すこと。また、スポーツ団体、文化芸術団体等との連携や指導者の確保等、

移行に伴う課題は千差万別であることから、地域移行期間を限定することなく、自治体間における地域格差が生じないように十分かつ継続的な財政支援を行うこと。

- 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」及び改正児童福祉法等に基づく児童相談所及び市町村の体制整備に対して必要かつ十分な財政措置を講じるとともに、専門的人材の育成・確保への支援の充実を図ること。
- 「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、子どもの貧困対策と自立支援を総合的に推進するため、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援等について、地方と一体となって必要な支援を加速・充実すること。あわせて、新型コロナウイルス感染症の影響で生活に困窮する世帯への生活福祉資金の特例貸付について、償還免除の要件緩和や償還猶予制度の弾力的な運用を図るなど、生活が困難な子育て世帯に対する生活の立て直しに向けた支援の更なる拡充を図ること。
- 貧困の世代間連鎖を断ち切るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付限度額の引上げなどのひとり親家庭への支援策の拡充、児童養護施設等の小規模・地域分散化等に要する施設整備等への財政支援の拡充等による社会的養育の充実、「地域子供の未来応援交付金」の当初予算規模の拡充と対象事業の拡大等による地方の独自の取組への継続的支援などを行うこと。
- 子どもらしい生活を送ることができないヤングケアラーについて、当事者の気持ちに寄り添った広報・啓発による社会的認知度及び社会全体で支援する機運の向上、地方自治体や支援団体等が行う取組への財政面も含めた支援の充実を図ること。
- 妊娠時から出産・子育てにおける伴走型相談支援など、子ども支援策の恒久的な充実を図ること。その際、子ども・子育て施策の実施に当たっては、国が実施を先行して決めるのではなく、あらかじめ地方自治体との連携を深めながら進めるとともに、地方負担分については、必要な税財源を恒久的に確保すること。

□ 地方分権改革の着実な推進

- 地方の具体の意見を反映する仕組みとして定着している「提案募集方式」

での議論の蓄積も踏まえつつ、「従うべき基準」を含めた義務付け・枠付けの見直し、計画策定等の見直し、地方への事務・権限の更なる移譲、地方税財源の充実などの制度的な課題の検討を行い、地方分権改革の一層の推進を図ること。また、地方分権改革を確実に進める姿勢を示すため、担当大臣の名称として「地方分権改革」を明示すること。

- 「提案募集方式」における提案については、国において地方に委ねることによる特段の支障等の立証を示せない限り実現を図ること。また、提案の実現に当たっては、単に運用改善にとどまらず、国と地方の役割分担の観点から、事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの徹底した見直しを進めること。

- 地方自治体の計画策定等を規定する法令については、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」において示された新規計画の抑制や既存計画の統廃合などの原則も踏まえ、ナビゲーション・ガイドの作成や計画策定等を含む法律案等に関する早期の情報提供などが検討されているが、今後、計画等の策定による地方の負担が増大することがないように、内閣府提出法案のみならず、議員立法も含め、計画等の策定を求める法令の規定や通知等は原則として新たに設けないこととし、法令上の措置については、事前のチェックを行うこと。
また、既存の計画についても引き続き制度的な課題として検討を進め、内容の重複や必要性の低下が見られる計画の統廃合など、計画策定を規定する法令等の見直しを行うこと。

- 国が制度の創設・拡充等を行うに当たって、地方自治体に対して新たな計画の策定や専任職員の配置、専門窓口の設置等を、地方自治体ごとの行政需要の多寡や先行的な取組の有無等の実情を考慮せず、実質的に全国一律に義務付けている例が見られる。地域の実情を踏まえた地方の裁量を認めず義務付け・枠付けがなされることで、特に小規模市町村を中心に、真に住民に必要とされている行政サービスの優先的な実施や行政効率に支障をきたすことが懸念される。そのため、国は施策の立案に際しては、地方に義務付け・枠付けを一律に求めることは避け、団体規模や地域の実情を踏まえ、地方の裁量の確保に十分配慮すること。

- 国と地方が協働して政策形成を行うことができるように、施策立案の段

階から国と地方が実質的に協議を行う仕組みを深化させること。

- 地方自治体に対する調査・照会業務については、緊急性や必要性に乏しいものや重複しているものがあるため、簡略化や廃止・統合を含めた必要な見直しを行うこと。
- 地域の実情に合った施策の実施が可能となるよう、義務付け・枠付けの緩和、法令の統廃合や簡素化、規律自体の削減等により、過剰・過密な法令を見直すこと。また、国が法令を制定する場合の義務付け・枠付けが許容される基準の見直し、地方分権改革推進委員会の第3次勧告において示された「義務付け・枠付けに関する立法の原則」の法制化、政府における「チェックのための仕組み」の確立の実現を図ること。
- 社会資本整備総合交付金等の一括交付金の総額を確保するとともに、個別補助金の対象は地域ごとに偏在性があるものや年度間で大きな変動のあるものに厳に限ること。
- 地方自治法第263条の3の規定に基づく事前情報提供制度については、その趣旨を十分に踏まえ、法律案について、審議会等の答申を受けた場合、当該答申を踏まえて法案化する旨を当該答申とともに地方六団体へ通知する等、情報提供の時期や方法については、地方の意見を反映することができるよう適切な対応を行うこと。
- 「国と地方の協議の場」について、十分な議論ができるよう、時間を確保すること。

□ 地方議会の地方自治法への明確な位置付けと活性化

- 地方議会は、議員の性別や年齢構成が偏っているという課題があるとともに、小規模な市町村を中心に議員のなり手不足が深刻化していることから、議会の役割に対する住民の理解促進、議員自らの職務等の責任に対する自覚の向上、女性や若者など多様な人材の議会への参画による議員のなり手確保につなげていくため、令和5年の統一地方選挙までに、次の3点を地方自治法に明文化すること。
 - ・地方議会は、住民が選挙した議員をもって組織されること

- ・ 地方議会は、地方公共団体の意思決定を行うこと
 - ・ 地方議会議員は、住民の負託に応え、自らの判断と責任において、その職務を行うとともに、調査研究その他の活動を行うこと
- 住民から地方議会へ提出される請願書や、地方議会から国会へ提出する意見書については、電子的な提出が認められていないため、受け取った請願書や意見書の整理、活用には手作業で入力等が必要である。提出者の利便性の向上、受け取った側の整理の効率化などを図るため、請願書や意見書の電子的提出を実現すること。
- 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」に基づき地方公共団体が実施する議員活動と出産・育児の両立支援のための体制整備、ハラスメント防止に係る研修実施や相談体制の整備などの取組に対する支援を講じること。
- デジタル技術の活用等により、多くの住民の声を反映した活力ある地方議会にするため、議会におけるデジタル人材の確保・配置、議会のデジタル化に係る通信環境や機器の整備などに関する人的・技術的・財政的支援を講じること。

2 令和5年度地方財政対策についての共同声明

本日、令和5年度予算案が閣議決定され、地方財政対策が決定した。

物価高騰や新型コロナへの対応が引き続き求められる中、社会保障関係費の増加はもとより、デジタル化・脱炭素化・地方創生の推進、防災・減災対策、人への投資やこども・子育て支援の強化等に係る歳出増を踏まえ、「地方の一般財源総額」について、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を上回る 62.2 兆円を確保している。また、地方交付税総額について、前年度を上回る 18.4 兆円を確保し、かつ、臨時財政対策債の発行額を制度開始以来最低の 1.0 兆円にまで抑制し、残高も大きく縮減している。さらに、交付税特別会計借入金の償還前倒しや国税減額補正に係る後年度精算前倒しなど、地方財政の健全化も図られている。これらを高く評価するとともに、政府・与党関係者の格別の御高配に深く感謝申し上げる。

なお、地方財政における巨額の財源不足及び借入金残高に対しては、地方交付税の法定率の引上げなど、本来の姿に立ち戻り対処すべきであり、今後とも特例措置に依存しない持続可能な制度の確立を目指していただきたい。

このほか、特に、地域のデジタル化を更に加速させるための「地域デジタル社会推進費」の3年間延長及びマイナンバーカード利活用特別分 500 億円の増額、脱炭素化を一層推進するための「脱炭素化推進事業費」1,000 億円の新規計上や「脱炭素化推進事業債」の創設等のほか、学校や福祉施設などの自治体施設の光熱費高騰を踏まえた一般行政経費（単独）の 700 億円の増額計上などが盛り込まれており、地方の声を受け止めていただいたものと高く評価し、深く感謝申し上げます。

我々は、国と一体となって、コロナ禍と物価高騰による戦後最大級の難局を突破するとともに、岸田総理が掲げられている「新しい資本主義」・「デジタル田園都市国家構想」の推進に向けて全力で邁進していく所存である。政府におかれては、依然として地方財政は厳しい見通しであることから、今後とも地方税財源の確保・充実を図られるよう強く求める。

令和4年12月23日

地方六団体

| | |
|---------------|-------|
| 全国知事会会長 | 平井 伸治 |
| 全国都道府県議会議長会会長 | 柴田 正敏 |
| 全国市長会会長 | 立谷 秀清 |
| 全国市議会議長会会長 | 清水 富雄 |
| 全国町村会会長 | 荒木 泰臣 |
| 全国町村議会議長会会長 | 南雲 正 |

【出典】全国市議会議長会「令和5年度地方財政対策についての共同声明」
https://www.si-gichokai.jp/news/info/r04/1205657_3064.html